

平成19年 第2回

身延町議会定例会会議録

平成19年6月11日 開会

平成19年6月12日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 9 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 1 日

平成19年第2回身延町議会定例会（1日目）

平成19年6月11日
午前 9時40分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長あいさつ
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明
- 日程第7 提出議案に対する質疑
- 日程第8 提出議案に対する討論
- 日程第9 提出議案の採決

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 松 浦 隆 | 2番 | 河 井 淳 |
| 3番 | 望 月 秀 哉 | 4番 | 望 月 明 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 上 田 孝 二 |
| 7番 | 福 与 三 郎 | 8番 | 望 月 寛 |
| 9番 | 日 向 英 明 | 10番 | 望 月 広 喜 |
| 11番 | 穂 坂 英 勝 | 12番 | 伊 藤 文 雄 |
| 13番 | 渡 辺 文 子 | 14番 | 奥 村 征 夫 |
| 15番 | 川 口 福 三 | 16番 | 近 藤 康 次 |
| 17番 | 笠 井 万 汎 | 18番 | 石 部 典 生 |
| 19番 | 中 野 恒 彦 | 20番 | 松 木 慶 光 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員（3名）

3番 望月秀哉

4番 望月 明

5番 芦澤健拓

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（21名）

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中澤俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育委員長	一宮嘉孝
教育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 深沢 茂

録音係 遠藤 守

開会 午前 9時45分

○議会事務局長（深沢茂君）

おはようございます。

それでは、最初のあいさつをしたいと思いますので、全員、ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

平成19年第2回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

初夏の清々しい季節となりましたが、議員各位には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、心から敬意を表す次第であります。

さて、本定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。議員各位におかれましては、慎重なご審議により、適正にして妥当な結論を得られまじよう、切望する次第であります。

これから暑さ厳しい夏に向かいますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

3番 望月秀哉君

4番 望月 明君

5番 芦澤健拓君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、平成19年6月11日から6月15日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成19年6月11日から6月15日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつを行います。

町長。

○町長（依田光弥君）

皆さん、改めておはようございます。

本日は、平成19年身延町議会第2回定例会に議員各位には、何かとお忙しいところ、ご出

席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

今定例会に提出をいたしました議案につきましては、お手元へお届けをいたしております報告3件、議案9件であります。

平成19年度がスタートいたしましたから2カ月余りでございますが、行政の執行等につきまして、ご報告を申し上げ、また平成19年度一般会計補正予算、今議会に提案をいたしております補正予算等につきまして、概要を説明申し上げたいと存じます。

ご報告でございますが、行政改革の推進につきましては、集中改革プランの第1次改定版に基づき、財政の健全化、住民サービスの向上を目指し、努力を重ねてきたところでございますが、5月末に平成18年度の収入支出の総額が確定をし、平成17年度との対比により、どの程度、歳出経費の節減がされたのか把握をできますので、これをもとに第2次改訂版をまとめ、行政改革推進委員会のご審議をいただく中で、9月議会において公表のスケジュールで作業を進めていく考えをいたしておるところでございます。

今後におきましても、厳しい財政状況を乗り越え、夢や希望の持てる身延町を築き上げるためには、さらなる努力の積み重ねが求められておるところでございますので、職員の意識改革を軸に、引き続き行政改革に全庁を挙げて取り組んでまいりたいと存じておるところでございます。

総合計画策定につきましては、5月中旬に総合計画のダイジェスト版を町内全戸へ配布を行ったところでございます。また、まもなく全体編の印刷が完成の予定でありますので、今月中には、議員各位のお手元にお届けをいたしたいと考えております。

今後は議会のご支援・ご指導をいただきながら、総合計画に掲げましたまちづくりの基本理念に沿い、町政運営を進めてまいりたいと存じます。

次に中部横断自動車道でございますが、中部横断自動車道の身延町区間におきましては、すでに事業用地の幅杭の設置が完了いたしております。平成19年度には、国と地権者との用地交渉が本格化をするところでございますが、町では事業推進のため、支援体制を整え、事業促進を目指してまいりたいと存じております。

また、中部横断自動車道開通を視野に入れました地域開発構想推進の中で、工事の発生残土を利用し、土地造成も検討中でございます。平地の少ない当町にとって、下山地内の広大な河川敷、未利用地は積極的に土地の高度利用を検討するべきと考えており、国・県を交え、調査・検討を進めてまいりたいと存じます。

次に地域防災計画でございますが、今年もまもなく台風シーズンを迎えますが、今月は土砂災害防止月間となっております。土砂災害から身を守るための訓練など、全国各地で行われております。身延町は地形的に、特に土砂災害に対する備えに意を用いる必要があると考えております。

5月27日には、全国一斉に土砂災害防止訓練が実施をされましたが、身延町では下部大草地区の住民の皆さんのご協力のもと、土砂災害情報収集提供訓練、災害対策本部設置訓練、消防団との連絡調整訓練、避難訓練などを実施したところであります。

訓練当日、大草地区の皆さん方には避難訓練とともに、避難所生活における健康管理に関する講習会も受講していただくなど、実践的な訓練とさせていただきますところであります。

大地震・台風などによる災害から町民の皆さんの生命、身体、財産を守るため、地域防災計画の制定や、より安全な地域づくりのため、富士山噴火への対応策として、富士山噴火ハザー

ドマップの作成、また富士川氾濫による災害に備え、富士川洪水ハザードマップの作成などを終え、これに基づきまして、災害から住民を守ることといたしてまいりたいと思っております。災害対策には最大限、意を用い、引き続き災害に強い地域づくりを目指していく考えであります。

次に下部CATV問題につきましては、先ほどの全員協議会で、担当の内藤から説明をさせていただきます。ご理解を頂戴いたしたいと思います。

次に富士山の世界文化遺産登録についてでございますが、県では静岡県と共同で、富士山の世界文化遺産登録に向け、諸作業を進めております。現在、富士山周辺の5市町村に対し、文化的資産の暫定リストの提出を求めてきております。身延町といたしましては、富士山の世界文化遺産登録は観光振興上の理由等から、積極的な取り組みが必要と考えておりますが、関係者の意見や他町村の意向などを参考にするとともに、文化遺産登録により、どのような規制が生ずるかを見極めながら対応していく方針であります。

次に農業振興地域の見直しについてであります。平成16年度の合併以来、身延町における農業振興地域整備計画の策定、いわゆる農振地域見直しについて、事務作業を進めてきたところでございますが、長期的展望に基づく町全体の総合見直しには、まだ1年以上の期間が必要な状況にあります。しかしながら、現在、町内各地域から自己所有の農地に住宅建築などのため、農振地域除外を希望する住民の皆さん方が多数おいででありますので、問い合わせなどが多くなっております。このため県との協議を重ね、特に急ぐ合理的理由のあるものについては、広報みのぶ6月号にお知らせをいたしましたとおり、随時、見直し制度を活用いたしまして、今年12月末には住民の皆さんから農地転用手続きの申請を受けられるようにしたいと考えており、見直し作業を進めてまいります。

次に下部温泉新源泉利用開始でございますが、下部温泉の新源泉については、各旅館が新源泉利用のための工事を進め、5月末現在、22軒の旅館へ給湯をいたしております。給湯を希望している残り数軒につきましては、契約手続き中でございますが、早期に全旅館が新源泉を利用できるよう働きかけていくなど、下部温泉郷の振興活性化のため、町として積極的に努力をしていきたいと存じております。

次に下部支所の保健センターへの移転でございますが、新年度に入りまして、下部支所移転作業を進めてまいりましたが、去る5月20日に移転作業が完了いたしました。5月21日から下部保健センター内の新しい支所で、業務を開始いたしております。教育委員会につきましても、学校教育課が同時に移転を済ませております。旧支所建物につきましては、構造的に耐震化は大変、困難でございますので、解体撤去の方針といたしております。

次に町民憲章を刻んだ石碑の寄附採納についてでございますが、平成17年12月1日に明るく住みよいまちづくりを目指し、新身延町の町民憲章を制定いたしました。このたび、西嶋の深沢半治氏から町民憲章を刻んだ石碑を設置・工事も含め、寄贈したいとの申し出がございました。これについて、寄附採納をお受けし、石碑は本庁舎、正面玄関左側に設置することといたしました。寄贈者、深沢半治氏によると、設置は7月上旬に完成の予定で工事を進めていただいているというところでございます。

次に、平成19年度の着工をいたします大型工事につきましては、まず第1番目は、身延福祉センター建設の建築本体工事については、一般競争入札により発注を行い、今議会に契約締

結案件として、ご審議をいただくところでございます。完成期日は、平成19年度末といたしておるところでございます。

次に大野下水道処理場建設工事については、一般競争入札による執行の事務手続きを進めており、7月5日に入札を予定いたしておるところでございます。この工事の本契約締結のために、7月上旬に大変、議員の皆さん方にはお手数を煩わすわけでございますが、臨時議会の開会をお願いいたしたいと思っておりますところでございます。この工事は平成19年、20年度の継続費設定による事業でございます、完成期日は平成21年1月末を予定いたしております。

次に柿島団地の建築工事については、一般競争入札による執行の事務手続きを進めておるところであります。6月13日には工事の公告を行い、7月31日に入札を予定いたしておるところでございます。この工事については、本契約締結のため、7月に続きまして、8月上旬に臨時議会によるご審議をお願いいたしたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。この工事は平成19年、20年度の継続費設定による事業でございます、完成期日は平成20年度末を予定いたしております。

次にその他でございますが、兼ねてから建設構想を検討してまいりました西嶋公民館については、今議会に調査費を計上いたしていただき、議案を提出させていただいておりますが、町としては本年度中に調査設計を終え、平成20年度に工事着手の方針で建設計画を進めていく考えでございますので、よろしくお願いをいたしたいと。

次に身延町の一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算の概要について、申し上げます。

政府の地方分権改革推進委員会が自治体を自立した地方政府にするため、動き出しました。十数年にわたって続いてきた分権は、第2期改革の幕を開けたこととなります。平成19年版地方財政白書を見ますと、平成17年度の地方公共団体の決算は、歳入歳出とも6年連続で減少しております。歳入の主な特徴は、地方税が増加する一方、国庫支出金、地方債等が減少しており、歳出は普通建設事業費が減少しております。実質収支が赤字の団体は、平成16年度から2団体増え、28団体と増加をいたしております。

このような厳しい地方財政の状況をふまえ、歳入歳出一体改革を進めるには、地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを確立するため、歳入の自主財源について積極的な下降策を講じ、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進めるなど、効率的で持続可能な財政への展開を図っていくことが求められているところでございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計ならびに特別会計におきまして、4月1日の機構改革に伴う組織体制の変更、さらには人事の異動に関わる給与費の補正をさせていただきました。

また一般会計の歳入であります、国庫支出金へ後期高齢者医療費制度創設準備事業費の補助金を250万円、追加をさせていただきました。これは国民健康保険特別会計に繰り出し、国保保険者の後期高齢者医療費制度システムを構築するための補助金であります。

また、繰越金には6,199万3千円。諸収入には、770万円の追加であります。この諸収入の770万円は、コミュニティーカレッジ支援助成金やコミュニティー助成金で、財団法人 地域活性化センター等から助成をされるものでございます。西嶋和紙技能継承者育成事業やパソコン教室に補助をするものであります。

次に歳出の主なものについて申し上げますが、まず総務費の財産管理費に、地元からも要望

のありました旧久那土小・中学校共用プールを取り壊す費用、471万5千円を計上いたしました。これは柿島団地建設に伴う旧団地取り壊しと、ほぼ、時期を合わせるため、今回の補正とさせていただきます。

また企画費に、コミュニティーカレッジ支援事業助成金等として、740万円を追加し、県議会議員選挙費を精査し、65万8千円、減額させていただきました。その他、人件費の補正と合わせ、2,872万9千円を追加するものであります。

次に衛生費でございますが、簡易水道運営費に特別会計繰出金として、1,333万2千円を計上いたしました。これにつきましては、新照坂トンネルの工事が順調に進み、トンネル内の送水管敷設をするための工事費等として、計上をするものであります。

次に農林水産業費ですが、農業費の農業土木費に町単独土地改良工事等の測量設計積算委託料157万6千円。林業費の林業土木費に林道崩落現場の測量積算委託料を175万5千円。大野山落石防護柵工事に890万円を計上いたしました。

次に商工費の商工振興費に、下部温泉会館の新泉源を引くための加入負担金、引き込み工事費等156万4千円を計上いたしました。これは商工会に下部温泉会館の管理を委託しているところですが、奥の湯源泉を引き込み、利用者の増を図るものであります。

次に土木費の下水道費に、下水道特別会計繰出金を350万2千円。農業集落排水事業等特別会計に373万3千円を計上いたしました。これは下水道の県代行工事費の増による負担金の増額と、農業集落排水事業の市町村設置型浄化槽16基分の計上であります。

次に教育費であります。社会教育費、公民館費に西嶋分館建設に関する設計業務委託費および地質調査費725万円を計上いたしました。

特別会計につきましては、議案第65号から第75号、提出をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、平成19年度一般会計ならびに特別会計の補正予算につきまして、概要を申し上げます。

先ほどの全員協議会でも申し上げましたが、今議会の追加提出議案といたしまして、議案第71号 身延福祉センターの建設建築主体工事請負契約について、議案第72号 身延福祉センター建設機械設備工事請負契約について、同意第9号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意第10号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上4件につきまして、追加提出をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、私のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今期定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項は、印刷してお手元に配布のとおり、各種行事等に参加いたしました。

次に議会活性化等調査検討特別委員会委員長より、報告を求めます。
委員長。

○議会活性化等調査検討特別委員長（笠井万沱君）

（以下、議会活性化等調査検討特別委員会報告書朗読につき省略）

以上で、報告を終わります。

○議長（松木慶光君）

次に、繰越明許費繰越計算の報告を行います。

報告第4号 平成18年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について

報告第5号 平成18年度身延町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算について

報告第6号 平成18年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

町長より、報告を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、議長のご指名でございますので、報告をさせていただきます。

報告第4号 平成18年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成18年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

内容につきましては、担当課長から申し上げます。

次に報告第5号 平成18年度身延町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成18年度身延町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

これにつきましても、担当課長から内容説明をいたさせます。

次に報告第6号 平成18年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成18年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

この報告第6号につきましても、内容につきましては、担当課長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に担当課長より、詳細説明を求めます。

報告第4号について、財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

それでは、報告第4号の平成18年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について、説明をいたします。

翌年度の繰越金額が1億3,558万5,935円ということですが、まずはじめに2款の総務費、1項総務管理費でございますが、総合計画の印刷製本費につきましてですが、これは総合計画のダイジェスト版6,500部が、5月10日に納入済みになっております。

また、国土利用の身延計画の300部については、5月31日に納入でございまして、総合計画全体の編ということで、これにつきましては、6月13日に納入予定の形でございます。

それから民生費でございまして、3款の民生費、1項の社会福祉費につきましても、国においても、いまだ未公開の段階でございまして、補助金については繰越明許費とさせていただきます。まだ、これは、そういう形でございます。

続きまして、6款の農林水産業費、1項の農業費でございまして、山口排水路改良工事につきましては180万円でございますが、7月の中旬に完成の予定でございます。同じく常葉東用水路改修工事200万円についても、7月上旬完成予定でございます。

それから手打沢用排水路改良工事560万円につきましては、国土交通省および地権者とも協議中でございまして、まだ未発注でございます。

それから中山間地域総合整備事業負担金でございまして、316万7千円につきましては、6月中旬に支出負担する予定でございます。

8款の土木費でございまして、1項の土木総務費、まちづくり推進事業および道路整備計画等の検討資料作成業務でございまして、480万円。これにつきましては、未契約ではございますが、中部横断道等の発生土量の確認、処理残土を利用したまちづくりの推進および跡地の高度利用、検討、また住宅移転等の要望協議を進める中、調査・測量を併せて進める予定でございます。

続きまして、2項の道路橋梁費でございまして、町道田原宮木線道路改良舗装工事、281万4千円につきましては、4月27日に完成済みとなっております。それから大須成切石線道路改良工事2,677万5千円につきましては、現在、工事中でございまして、6月30日の完成の予定でございます。それから、清沢大炊平線道路改良工事775万3千円につきましては、工事はもう完成しております。あとは、担当課の検査を受けるのみでございます。それから西嶋大塩線道路改良工事1,942万円につきましては、6月4日に完成済みでございます。大野栄町線道路改良工事500万円につきましては、未契約でございます。竹の島2号線道路改良工事600万円についても、未契約です。それから、中学校五条下線道路改良工事150万円についても、これも未定です。あと公有財産購入費200万円。それから電柱等移転補償費170万円についても、未契約でございます。

9款の消防費、3項の防災費でございまして、身延町地域防災計画追録1号作成業務です。97万1,250円。これにつきましては発注済で、7月末には業務完了の予定でございます。

以上、説明いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に報告第5号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

報告第5号 平成18年度身延町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算につきまして、詳細説明を申し上げます。

繰越明許費189万円の内容ですが、平成20年4月から医療保険と介護保険の自己負担の合計が一定額を超える世帯に対し、超過分を払い戻す高額医療・高額介護合算制度が実施されます。現在は入院や介護サービスの利用などで、高額な自己負担金を支払っている場合、それぞれで上限額を設けて払い戻す仕組みがありますが、払い戻しを受けたあとも、両方で最高、年間、約98万円の支払いが必要になっていきます。高額医療・高額介護合算制度を導入するこ

とで、年間の支払い額を軽減し、住民税課税対象者で年収520万円未満の高齢者夫婦世帯の場合、限度額が年間56万円、住民税非課税世帯の場合、年間31万円となります。この高額医療・高額介護合算制度に対応するコンピューターの医療保険システム改修業務委託料であります。国において事業内容の詳細決定が遅れたため、繰り越したものであり、完成は9月末日を予定しております。

以上で、報告第5号の補足説明を終わりますが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に報告第6号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

報告第6号 平成18年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、補足説明をさせていただきます。

平成18年12月、第4回定例議会において、身延公共下水道事業管渠敷設工事を限度額4,300万円として繰越明許費の議決をいただき、その後、入札を執行し、完成日を平成19年7月31日とした契約が締結されましたことにより、翌年度繰越金が4,179万円に確定いたしましたので、繰越明許費繰越計算書として報告させていただくものでございます。

繰越措置に伴う財源といたしましては国庫支出金、これは汚水処理施設整備交付金でございますが、1,760万円。地方債1,580万円、これは下水道事業債ならびに過疎対策事業債、各790万円でございます。一般財源として、839万円となっております。工事は現在2工区、18-11工区および18-12工区として予定どおり、順調に進捗しておりますことを併せてご報告申し上げますので、よろしくご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

繰越明許費繰越計算の報告は終わりました。

報告第4号から報告第6号までについて、一括質疑を求めます。

質疑はございませんか。

日向議員。

○9番議員（日向英明君）

報告第4号を、ちょっとお聞きします。

社会福祉費の中で、後期高齢者広域連合システム開発負担金ということで、そこに金額が載っておられるんですけど、右のほうに国庫支出金ということがありますが、この国庫支出金、あるいは県の支出金の割合というか、負担割合はどんなふうになっているんですか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

これは全額、国の支出金でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告は終了いたしました。

ここで、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（松木慶光君）

それでは休憩前に引き続き、会議を行います。

日程第5 提出議案の報告、ならびに上程を行います。

議案第62号 政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合理約の変更について

議案第64号 平成19年度身延町一般会計補正予算（第1号）について

議案第65号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第66号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議案第67号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第68号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第69号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について

議案第70号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

以上、条例改正1件、規約の変更1件、補正予算関係7件、併せて9件を一括上程いたします。

日程第6 提出議案の説明を求めます。

議案第62号から議案第70号まで、町長の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第62号 政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）が平成18年6月14日に公布されたことに伴い、政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第63号 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、身延町早川町国民

健康保険病院一部事務組合理約を次のとおり変更する。

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合理約の一部を改正する規約（別紙）

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が公布されたことに伴い、同組合の規約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係町の協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第64号 平成19年度身延町一般会計補正予算（第1号）、

平成19年度身延町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めることによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,322万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億4,192万6千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第65号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成19年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ561万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,679万1千円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第66号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成19年度身延町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,207万5千円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第67号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成19年度身延町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ239万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,888万円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第68号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,333万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億984万3千円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第69号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)

平成19年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,702万9千円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第70号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,410万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,267万4千円とする。

2は、省略をいたします。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成19年6月11日 提出

身延町長 依田光弥

以上の詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせていただきますので、ご審議をいただき、ご可決をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(松木慶光君)

町長の説明は終わりました。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第64号について、財政課長。

○財政課長(佐野雅仁君)

それでは議案第64号 平成19年度身延町一般会計補正予算(第1号)の詳細説明を行います。

歳入歳出の総額それぞれ7,322万6千円を追加いたしまして、98億4,192万6千

円となるものでございまして、7,322万6千円の内訳でございますが、一般財源が6,199万3千円、国が250万円、県が85万5千円、その他ということで、コミュニティーカレッジ等で787万8千円でございます。

それでは、8ページをお開きください。

歳入でございますが、国庫支出金、14款の2項1目250万円。これにつきましては、右説明のとおり、国庫補助金でございます。

15款3項1目総務費の県委託金、これにつきましては、先に行われました県議会議員選挙の減額補正でございます。

それから3目の教育費の県委託金でございますが、これにつきましては、わくわくイングリッシュ小学校のサポート事業費補助金でございまして、県からの委託金でございます。大河内小学校で、19年度、20年度、詳細につきましては、歳出のほうで説明いたします。

17款の1項2目指定寄附金でございますが、60万円でございますが、右の10万円が下部地区学校図書整備にかかる寄附金ということで、東京都の松井忠さんから、お父さまの故松井美次校長の遺志により、10万円の指定寄附金でございます。それから50万円でございますが、これは灌漑用水施設にかかる寄附金でございますが、日本軽金属株式会社から寄附されたものでございます。

18款1項1目老人保健特別会計繰入金でございますが、13万6千円。これにつきましては、支払基金の交付金の審査支払手数料過年分でございます。

それから2項の基金繰入金、5目福祉教育学校等就学奨励基金繰入金30万円でございますが、当初10人分見込んでおったんですが、利用者が増えまして、これからも完全に3名は多くなってくるので、今回、増額補正をするものでございます。

19款繰越金、1項1目繰越金でございますが、6,199万3千円です。

20款4項の1目雑入でございますが、14節雑入で50万円でございます。これにつきましては市之瀬の茶工場、冷蔵庫修繕による下部茶生産組合負担金が10万円、下部農村文化公園内、ふるさと振興污水处理施設機器改修負担金10万円、下部農村文化公園、そば処木喰庵污水处理施設の機器改修負担金が10万円、夢市場川の都2007活力ある地域づくり支援事業ということで、峡南青年会議所より20万円、合わせて50万円になります。

15節のコミュニティーカレッジ助成金でございますが、これにつきましては、町長の冒頭のあいさつの中にもありましたが、西嶋和紙の技能継承者育成事業ということで、財団法人 地域活性化センターより500万円。

それから16節コミュニティー助成金でございますが、200万円でございますが、飯富区のパソコン教室備品整備ということで、パソコン10台分、これは自治総合センターより200万円いただけるものでございます。

それから、17節の活力ある地域づくり支援助成金20万円。これにつきましては、夢市場川の都2007、これも財団法人 地域活性化センターより、いただけるものでございます。

次のページをお願いします。

歳出に入ります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額が468万円でございますが、これにつきましては、人事異動に伴うもので2節、3節、4節につきましては、説明を省略させていただきます。

2款1項1目一般管理費でございますが、総務費、一般管理費。371万5千円でございます。2節、3節、4節については省略させていただきます。

19節でございますが、これもクラフトパークの人件費でございますが、従来は負担金で支払われていた時間外手当をクラフトパークで支払うようになったため、その分が24万円の減額となったものでございます。

次ページをお願いします。

2目の文書広報費、減額の62万6千円。2節、3節、4節につきましては、職員の人件費でございます。

それから14節、28万8千円、使用料でございますが、これにつきましては、平成15年度までは、下部町で著作権協会にお金を払っていました。しかし、16年度以降は裁判となりまして、様子を見ていましたが、全国で申し立てた人が、CATV3社あったそうです。その著作権協会を対象に争われていた裁判が確定しました。昨年確定し、平成16年度にさかのぼって、音楽著作権協会から請求があり、本年7月31日までに納付しなければならないために、28万8千円を計上するものでございます。

財産管理費につきまして、471万5千円。

工事請負費、町長のあいさつの中にもありましたように、旧久那土小・中学校共用プール取り壊し工事。これにつきましては、柿島団地の取り壊し工事に合わせ、区からの要望のあったことも受けまして、今回、取り壊し予算を計上するものでございます。

4目企画費でございますが、補正額2,315万3千円。2節、3節、4節は人件費のため、省略させていただきます。

13節委託料、これは観光事業連携の夢市場川の都2007ということで、40万円を計上してあります。

それから、19節の負担金補助及び交付金700万円につきましてですが、補助金の500万円については、西嶋和紙技能継承者育成事業ということで、7月から9月に体験講座を行い、10月から2月までに和紙の技能職人養成講座を行う予定でございます。参加者の希望人数は25名等でございますが、講師は5人ということでございます。

それから、その下の200万円。コミュニティー助成事業補助金200万円につきましては、飯富のパソコン学習でパソコン購入10台分でございます。

次ページをお願いします。

7目のバス運行対策費、102万4千円につきまして、報酬が6万5千円。これは地域公共交通会議の委員ということでございまして、4人掛ける5,400円掛ける3回、6万4,800円、いわゆる6万5千円でございます。

11の需用費、95万9千円。これにつきましては、古関甲斐岩間駅線バスのエンジンが故障したための修繕費でございます。

2項徴税费、1目税務総務費、減額の170万7千円。これにつきましては2節、3節、4節ございまして、人事異動に伴うものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1項戸籍住民基本台帳でございますが、199万7千円。

3節、4節は人件費で省略させていただきます。

7の賃金153万1千円につきまして、臨時職員でございますが、戸籍住民窓口事務および総合案内事務業務臨時職員の賃金でございますが、153万1千円を計上させていただきます。

た。

4項選挙費、3目県議会議員選挙費、減額の65万8千円。これは県会議員の精算によるものでございます。

それから7項1目地籍調査費、減額の1,361万1千円。これはやっぱり、人件費に伴うものでございます。

14ページの8項支所及び出張所費、1項の下部支所費851万7千円。これも人件費でございます。それから、2目の身延支所費221万円。これも人件費でございます。

それから3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、減額の260万5千円。2節、3節、4節は人件費でございます。

28節繰出金561万5千円でございますが、職員給与費繰出金301万5千円と、後期高齢者医療制度創設準備金260万円でございます。

3目高齢者福祉費、減額239万6千円。繰出金でございます。これにつきましては、人事異動に伴うものでございます。

4目老人医療費102万5千円。

13節委託料102万9千円でございますが、高齢者医療広域連合電算処理システム構築業務のための委託料でございます。

繰出金でございますが、4千円の減額でございますが、これは人事異動に伴うものの減額でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、減額の388万3千円。2節、3節、4節、人事異動によるものでございます。

それから3目常葉保育所、4目久那土保育所、5目西嶋保育所、6目原保育所、7目静川保育所につきましても、すべて人件費でございます。

それから4款1項1目保健総務費2万7千円でございますが、2節、3節、4節については人件費でございます。

14節でございますが、8万1千円。中富保健センター、AED、自動体外式除細動器ということで、1台をリースするものでございます。

3目母子保健費105万円、19節でございますが、105万円でございます。これにつきましては、当初で妊婦の健康診査費、2回分を計上しておりましたが、もっと多くという要望が妊婦さんからございました。また周辺、県内の町村を調べてみると、5回ぐらい、大体やっております。ということで、うちのほうの担当課でも、今回3回追加してくれないかということでございまして、今回、3回、追加をするものでございます。5千円掛ける3回掛ける70名で、105万円でございます。

5目の環境衛生費、減額の78万9千円。2節、3節、4節は人件費でございます。

3項1目簡易水道運営費1,483万4千円。

19節の負担金補助及び交付金150万2千円につきましては、右説明のとおりであります。波高島の補助対象事業費として、254万2千円でございますが、これの2分の1。それから三ツ石水道組合対象事業費が38万6,400円の、これの10分の6ということで、127万1千円の波高島と23万1千円の三ツ石水道ということでございます。

28節繰出金1,333万2千円。これにつきましては、町長のあいさつの中にもありましたが、県道古関割り線トンネル委託料でございます。308万7千円と、工事費1,123万

5千円。これにつきましては、県が11月に発注したいということございまして、それに間に合わせるためには、どうしても今回、補正をしなければできないということで、計上させていただきました。

2目の簡易給水施設運営費6万円でございますが、水質検査員の報酬でございます。水質検査員ということで、3カ所、中之倉、沢、釜額ということでございます。

それから6款1項2目農業総務費、2節、3節、4節は人事に伴うものでございます。

それから3目農業振興費でございますが、11節の需用費、修繕費、市之瀬茶工場冷蔵庫修繕、37万8千円。先ほど、歳入でも説明しましたが、負担金を10万円いただきまして、あとは町が上乘せ分を出していただいて、発注をするものでございます。

それから、12節の役務費23万5千円につきましては、身延南天のご飴所有権存続期間が更新となります。その手数料が20万9,710円および有害捕獲獣でございます、町の役場で飼っておりますサルの花子さんでございますが、花子さんにマイクロチップを埋め込む手術代が2万5千円ということで、これにつきましては、県の指導でこういう形になっております。

それから19節負担金補助及び交付金について、50万円でございますが、右説明のとおりでございます、計上いたしました。

4目農業土木費157万6千円、13節委託料157万6千円。これにつきましては、土地改良工事測量設計積算業務ということで、127万6千円、宮木ほか4地区でございます。それから手打沢排水路、国道関連測量ということで、30万円計上させて、合計157万6千円でございます。

5目山村振興費43万7千円の補正でございまして、11節でございますが、先ほど申しました下部農村公園内ふるさと振興館污水处理施設機器改修20万3,175円。それから、そば処木喰庵の污水处理施設機器および給湯器改修でございます、23万2,900円。

それから2項1目林業総務費でございますが、減額の255万8千円。これは人事異動に伴うものでございます。

3目林業土木費1,065万5千円。委託料でございまして、まず13節委託料、林道富士見山線崩落現場測量業務委託料40万5千円、林道三石山線崩落現場測量業務委託料90万円、大野山落石防止柵山腹工事測量業務45万円でございます。

それから15節工事請負費890万円。これは、大野山落石防止柵の工事でございます。

それから7款1項1目商工振興費でございますが、156万4千円でございます。

11節需用費23万3千円。これは消耗品、温泉利用許可印税代3万5千円と奥の湯源泉使用料、6月から3月分までの1万9,800円掛ける10カ月、19万8千円を合わせたものでございます。

15節工事請負費、温泉会館新泉源工事でございますが、その費用が70万1千円でございます。

それから、19節負担金補助及び交付金63万円。これは加入負担金でございます。

それから2項観光費でございますが、1目観光費、減額の552万2千円。2節、3節、4節、人件費でございます。

それから8款1項1目土木総務費、これも2節、3節、4節、人件費でございます。

5項の1目住宅管理費、これも人件費でございます。

それから6項1目、2節、3節、4節につきましても人件費でございまして、28節720万

5千円。これにつきましては、身延下水187万1千円、これは人事異動に伴う人件費分でございます。それから、下部下水が157万2千円。県代行事業費増によるものでございます。中富下水が5万9千円。これにつきましては、自家発電装置の燃料費代でございます。今まで予算化していたものが、この間の停電で、大変使われてしまったそうでございまして、3月までもたないということで、ぜひ計上をお願いいたしますということでございます。それから、浄化槽の市町村設置整備事業費業務が農村集落排水事業で、16戸、町長が申しましたが、上大島1基、和田が15基でございます。合計16基分。370万3千円ということでございます。合わせて、繰出金が720万5千円でございます。

9款1項1目、減額の18万円。これは職員手当等でございます。

それから3項1目防災費12万8千円。これは使用料及び賃借料10万8千円と、19節負担金補助及び交付金、2万円でございます。賃借料は、身延地区防災無線屋外子局の土地賃借料。負担金につきましては、富士山の火山ハザードマップ英語版の作成負担金でございます。

それから10款1項1目教育委員会費、減額の93万4千円でございます。2節、3節、4節は人件費でございます。

8節報償費30万円。これは、先ほど申しましたが、福祉教育学校等就学奨励金でございまして、当初10人分盛っておりましたが、今回、今後、3人確定しておりますので、それを補正するものでございます。

2項1目学校管理費7万円。11節、これにつきましては、AEDの小児用のスターターキット、いわゆるマットですね、小学生ですからマットでやらないと、ちょっと押す力が強いんじゃないかということで、マットを入れるものでございまして、西小、豊岡小、下山小、2万3,100円掛ける3校、6万9,300円でございます。

西嶋小学校管理費5万8千円、12節役務費でございますが、これにつきましては回転塔解体撤去費と、グランドローラーの撤去費。回転塔のほうは3万8,850円、グランドローラーが1万8,900円。合計5万8千円でございます。

原小学校管理費でございますが、これは右説明のとおり、修繕と手数料の行き違いがございますので、節の組み替えということでございます。

12節の久那土小学校、教育振興費2万5千円。

18節備品購入、これは歳入で申しましたように、故松井美次校長の遺志による図書館への図書購入費に2万5千円でございます。

次ページをお願いします。

下部小学校教育振興費、これにつきましても松井美次校長の遺志による図書購入でございます。

それから20目の大河内小学校振興費、補正額85万5千円。報償費が21万円。需用費が52万1千円でございます。

それから12節の役務費が2万7千円。

18節備品購入費が9万7千円です。これにつきましては、わくわくイングリッシュ小学校サポート事業委託金ということでございまして、県支出金で全部賄っております、指定期間は平成19年度から20年度の2カ年、拠点校として大河内小学校でございます。

本事業におきましては、拠点校における英語活動、交流活動等のカリキュラム共同開発、A L Tや地域人材の効果的な活動および実践活動を支援することにより、児童が英語に慣れ親し

み、外国の文化に触れることで相互理解を深め、国際理解教育の一層の充実を目指していくということでございます。

3項中学校費、1目4万7千円。これもAEDのスターターでございます。

それから4目中富中学校管理費、11節16万円。消耗品でございますが、今までリースで行ってありましたガス漏れ警報機でございますが、期間切れのため再リースという形になりますが、これを買ったほうが安いではないかということで、いろいろ検討しました結果、ガス漏れ警報機を今回、購入するというところでございます。よろしくをお願いします。

5目の下山中学校管理費88万2千円、11節需用費88万2千円。修繕費でございます。これにつきましては、本年度より特別支援学級（情緒）の新設が認められたことに伴い、これまでの生徒会室を改修して、特別支援学級として使用するため、天井、壁、床、出入り口のアルミ、ホワイトボード、照明器具、室内などを変えるための修繕料88万2千円でございます。

8目久那土中学校、教育振興費2万5千円。これは先ほども言いました松井美次校長の遺志によるものでございます。

それから同じく下部中学校の教育振興費、備品購入2万5千円も同じく松井校長の遺志による図書購入でございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額16万2,400円。2節、3節、4節は人事異動に伴うものでございます。

2目の公民館費、13節委託料725万円。西嶋分館建築設計業務と、西嶋分館建築用地地質調査業務。西嶋分館建築設計業務委託料が625万円、建築用地地質調査委託料が100万円でございます。合わせて725万円でございます。

18節備品購入費でございますが、これは歳出の組み替えによるものでございます。

それから19節負担金でございます、8万6千円。粟倉集落公民館補助金でございますが、屋根塗装の補助金、25万9,511円掛ける3分の1ということで、8万6千円の補助ということでございます。

3目図書館費、2節、3節、4節につきましては、人事異動のため省略させていただきます。次ページをお願いします。

5項金山博物館運営費、減額804万2千円。4目の総合文化会館管理費、減額の416万8千円。6目の和紙の里運営費30万円の増額でございますが、これにつきましては、すべて人事異動に伴うものでございますので、省略させていただきます。

7目の現代工芸美術館の減額4千円も同じでございます。

それから6項1目保健体育総務費と中富学校給食費、減額の1万8千円。それから4目身延学校給食費3万3千円でございますが、2節、3節、4節につきましては、保育体育総務費73万7千円も、3目の減額1万8千円も人事異動のため、省略させていただきます。

それから4目の13節でございますが、学校給食の委託料ということで、学校給食食材点検業務、3年に一度行います。作ったものを保存しておいて、調べてもらう業務でございます。6万円ございまして、合わせて3万3千円の増額補正をいたすものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第65号、議案第66号について、町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは議案第65号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、今回、561万5千円の追加をしてございますけど、補足説明をさせていただきます。まず歳出、7ページを見ていただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費として、561万5千円の補正でございますが、職員異動に伴う給与等がうち301万9千円および、12節の役務費へ第三者行為損害賠償求償事務手数料20万円ほかを計上してございます。これは当初、計上しなければならぬものを今回、補正ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に19節へ広域行政組合負担金として、260万円の計上でございます。260万円の内容でございますが、国庫補助金、先ほど一般会計のほうで計上されてございますけど、250万円を受けまして、75歳到達時に今度、国保のほうの資格から離れていくわけで、後期高齢者医療制度のほうへ移行するわけですけど、それに伴います国保健康保険システムの国保資格喪失機能システムおよび対象世帯から保険税の、やっぱり変更システムをしていかなければならないということで、それらにかかるシステム開発を峡南広域行政組合計算センターへ委託するものでございます。

歳入といたしまして、6ページ、上段のほうを見ていただきたいと思います。561万5千円を一般会計から繰り入れるものでございまして、先ほど申し上げましたとおり、職員給与費等へ301万5千円。260万円は、国庫を受けまして繰り入れをするものでございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

次に議案第66号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算（第1号）の関係でございますけど、今回1,147万8千円を追加してございます。

それでは補足説明につきまして、やはり7ページをお開きください。

歳出のところで、説明をさせていただきます。

歳出の3款1項1目償還金1,134万6千円の補正でございます。これは平成18年度の支払基金交付金の決定により、返還金が生じたものでございます。財源といたしましては、すでに平成18年度で増額を受けてございますから、現在、当会計の中で繰越金扱いとなっておりますことから、上段、6ページのほうを見ていただきたいと思います。繰越金1,134万6千円が生じてございますから、これを充てていくものでございます。

次に、また7ページに戻っていただきまして、2項1目一般会計繰出金13万6千円の補正でございます。これもやはり、18年度の交付金が、逆に今度は不足になっていた分を、一般会計繰入金に戻していく内容のものでございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

次に議案第68号について、水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

議案第68号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

まず、歳入から入りたいと思います。

5款繰入金であります。1項一般会計繰入金、1目簡易水道総務費繰入金、これにつつま

しては、総務費中給与費の4月の人事異動に伴います減額補正でございます。

次に2目身延簡易水道一般会計繰入金であります、36万6千円の追加であります。これは維持管理費中、4月の人事異動に伴う給与費の追加でございます。

3目下部簡易水道一般会計繰入金1,431万8千円の追加でございます。これも維持管理費中、給与費と工事費の追加に伴います追加補正でございます。

4目中富簡易水道一般会計繰入金であります、減額の128万7千円であります。これは財源組み替えに伴う減額補正でございます。

合わせますと、一般会計繰入金としまして、1,333万2千円の追加でございます。

次に7ページをお願いします。

1款水道維持費の中で、今回の補正予算の中で、それぞれ給与費に関わる補正がございますが、これはすべて4月の職員の人事異動に伴うものであります。

次に1款2項下部簡易水道管理費、1目簡易水道管理費、ここに委託料、工事請負費、それぞれに補正をさせていただいております。これにつきましては、県道古関割子線、新照坂トンネル建設工事に伴います水道管敷設替えに関わる道路占用の協議が、山梨県土木部と整いましたことから、実施に向けての補正予算を今回、計上させていただきました。

次に8ページをお願いします。

3款公債費、3項中富簡易水道公債費、1元金であります、この財源として一般会計繰入金を充当させていただきましたが、今回、事業収入である一般財源が128万7千円の減額となったことから、元金への財源組み替えを行ったものでございます。

以上、補正予算(第1号)の説明をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長(松木慶光君)

次に議案第69号、議案第70号について、環境下水道課長。

のちほど言いますが、62号、63号、67号は詳細説明を省略させていただきます。

○環境下水道課長(赤池義明君)

それでは議案第69号のほうから、お願いを申し上げたいと思います。

まず、歳出のほうで説明をさせていただきます。

7ページを開きお願い申し上げます。

これにつきましては、共済費は職員共済組合の負担金3千円というふうなことで減額でございますが、委託料の370万6千円でございますが、これにつきましては、先ほど財政課長のほうからも若干の説明がありました和田区15基と上大島のほうから1基ということで、合わせて16基。今回5月1日に、地元の説明会を開催させていただきました。その中で、戸別浄化槽設置申請書の提出がございました。というふうなことで、今回、詳細設計を行いたいというものでございまして、その委託料370万6千円ということでございまして、これに伴う財源につきましては、一般会計からの繰入金で賄いたいというものでございますので、よろしくお願いたします。

それから引き続きまして、議案第70号のほうでございますが、これにつきましても、予算書の8ページをご覧くださいと思います。

まず、1款2項2目の身延下水道事業建設費につきましては、職員の人事異動に伴う人件費でございますので、よろしくをお願いします。

それから3目の下部下水道事業建設費でございますが、これにつきましては、19節負担金

補助及び交付金に今回、3,217万5千円を追加したいというものでございますが、これは説明欄にもありますとおり、下部処理区の県代行事業に対する町の負担金を追加したいとするものでございます。

歳出に伴う財源でございますが、地方債、下水道事業債でございます。3,060万円。一般会計からの繰入金として、157万2千円となっております。内容につきましては、県からの説明によりますと、処理場の建設事業について、20年度で予定していた事業費のうち1億3千万円を、19年度に前倒しをして執行することになったので、町の負担金を増額してほしいとのことでございました。県といたしましては、県代行事業で実施する事業費を総額で9億5千万円と現在、計画しておるようでございます。今回は、後年度で予定した事業の前倒しでありますことから、事業の内容や予定していた事業費が増額されるなどの変更があるものではございませんことを付け加えさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

それから、もう一つ。3項の維持管理費のほうの、中富下水道事業の維持管理費でございますが、先ほど財政課長のほうからも、若干の説明がありました。中富浄化センターの自家発電装置、4月1日の午前7時3分に停電がございまして、その日は日曜日でございました。すぐ職員が対応して、それから電気保安協会等も対応したんですが、自家発電のほうで軽油を使ってしまったということで、今後に向けて追加をしていかななくてはいけないということで、今回5万9千円の燃料費をお願いするものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

議案第62号、議案第63号、議案第67号は詳細説明を省略いたします。

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

ここで、会議の途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

開会は、午後1時といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時00分

○議長（松木慶光君）

それでは休憩前に引き続き、開会いたします。

日程第7 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第62号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第63号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第64号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

日向議員。

○9番議員（日向英明君）

それでは1点だけ、質問をいたしたいと思います。

ページは25ページの社会教育費の中の2目の公民館費、13節の委託料725万円、先ほどの説明を受けたわけですけど、せっかく設計業務委託料625万円、あるいは地質調査100万円ということで、これの全体の概要ですね、それと、これに関わる概要が分かりましたら概要と、関わる経費というか、費用といいますか、そのへんのことを、もう少し詳しく説明をしてもらいたいと思います。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

お答えします。

公民館費中、委託料725万円につきまして、西嶋分館の建設設計業務、それから分館用地の地質調査業務ということで、19年度に建設予定地といたしまして、和紙の里、第2駐車場町有地でございます。概要は鉄筋、あるいは鉄骨コンクリート造り平屋建て、面積が500平方メートル。

建設の概要の中身なんですけど、一応、生涯学習拠点となり得るものを備えたもの。それから現在、学童保育を和紙会館でやっているわけなんですけど、それらも今度、西嶋分館が耐震構造ということで、安全であるということで、そちらへ移りたいということで検討しております。専門の学童保育の部屋を造るかどうかは、これから西嶋分館の建設検討委員会の中で、決定していくことになると思います。

それからボーリングにつきましては、深さ10メートルということで2カ所、金額は約50万円を2カ所で100万円ということで予定しております。それで細かい経費なんですけど、大まか、1億何千万円かを予定しております。平米単価ということで、鉄骨とか鉄筋というのは、地質強化の結果によりまして違ってくるかと思うんですけど、おおよそ25万円ということで出しております。それから将来的には、その付帯工事ということも含まれてくるかと思われれます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

河井議員。

○2番議員（河井淳君）

それでは13ページ、4項選挙費についてでございますけれども、このことに関しましては、以前より投票区、投票所の統合等、一般質問の中でも同僚議員から質問がありました。また住民のほうからいろいろなお意見等もありまして、非常に関心の高いものでございましたけれども、今回、この県議選から新しい投票所での投票が行われました。その中で1点目としましては、新しい投票所になって混乱等なかったのかということ。それから第2点目としまして、その投票所での投票率はどのようなものであったのか。それから3点目としまして、選挙区、

それから投票所が統合されたことによって、予算的な部分での削減ができたのかどうかと、その3点について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

お答えいたします。

まず投票所の統合によりまして、混乱がなかったかということでございますが、選管事務局のほうの情報ですと、特に混乱もなく平穩に終わったということでございます。

それから投票率でございますが、72.23%でございます。

それから、どのぐらいの経費が削減になったかということですが、知事選と比べて800万円の経費が削減になりました。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

穂坂議員。

○11番議員（穂坂英勝君）

1点、お伺いします。

今般の補正予算、大部分が人事異動による給与の改定、あるいは異動によった、それぞれの部門の違うことによって生じたもののように思います。4月に人事異動がありました。行財政改革を進めている中での給与の総額を見たときに、少なくとも給与は減っていないか、いんではないかなと、素人考えで考えるわけです。この中には、退職金に相当する共済組合の支払いやなんかが含まれている総額で、私のほうでも、きちっと計算はできませんが、見た目が増えてるように思います。普通なら減っていないかなと思うんですが、その点について、1点、お尋ねします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

当初予算で、退職される職員は給料をすでに引いておりますから、当初と比べて、そんなに差があるのはおかしいわけでございますが、一般会計と特別会計全体を含めまして、職員の人件費の中で、今回、主に退職手当の負担金が569万6千円ほど負担金が増えております。これは昨年度辞めました8名の方の退職手当の、共済組合の負担金が増えたということでございます。

なお、児童手当でございますが、ご承知のとおり制度改正がありまして、160万円ほど増えております。ということで、総額で761万1千円の増になったということでございまして、増えた原因は今、言いましたように退職手当の負担金、あるいは児童手当の制度改正の問題ということでございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

川口議員。

○15番議員（川口福三君）

1点だけお伺いいたします。

20ページの商工費ですね、商工費の節の15と、それから19、工事請負費の70万1千円。それから63万円ということですが、これは当初、下部のいわゆる温泉の給湯計画には、この温泉会館へも給湯するという計画が確かあったように伺っておりますが、本来ですと、これは当初予算へ盛り込むべきところではなかったかと、私はそう考えます。70万1千円と、この加入金が63万円。どうして、今の段階になって、この補正を盛ってきたのか。そのへんの経緯について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

お答えいたします。

横道水源の関係で、まだ、うちのほうが当初、設計費、要するに温泉会館を改修してから加入しようと思ったわけですけれども、今、現に引いている温泉の横道源泉のほうからもらっているお湯が28軒ばかり温泉があるわけですけれども、その人たちがすべて、新しい温泉を引いた関係で、その電気料だとか、維持管理費の関係が温泉会館だけになる関係上、急きょ、それを引かないとなくなりましたので、今回、補正をいたしました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑ございませんか。

渡辺議員。

○13番議員（渡辺文子君）

12ページのバス運行対策費で、地域公共交通会議委員ということで、法律に基づいて、この委員の予算がということだったんですけれども、前に町内のバスの整備網ということで、検討をという話があったと思うんですね。大きい道路は大体、改善されていて、いろんなところへ行けるようになってきたかと思うんですけれども、やっぱりお年寄りの話を聞くと、山の中から、なかなか、そこへ出ていくのが大変だと。なんか行事があっても、そこに行くまでが行けなくて出られないという話を多く聞いています。そういう意味で、この絡みもあるのかどうか、ちょっと分からないですけど、具体的な、この委員がどういうことをされるのか。それから、今まで検討されていたのがどういうふうな、どこまでいっているのかということ、ちょっとお聞きしたいと思っています。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

まず、そこにございます地域交通会議という委員さんでございますが、この委員さんは道路運送法の改正が昨年10月、大幅に改正がされて、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するというので、この目的のために、この会議を設置するわけございまして、この会議のメンバーは町長、それから町内のバス会社、山交タウンコーチさんとか富士急さん、それからタクシー会社、身延タクシー、中富タクシー等、それから住民代表の方、それから峡南国道出張所、あるいは身延建設、南部警察署というようなメンバーが入っているわけございまして、この方に集まっていたいて、特に旅客運送の、現在、町がやっ

ている輸送体系の運賃料金体系等を変更する場合は、これを開かなければならないということ、それから経路を変更する場合も、この会議を開かなければならないということと、先ほど言いましたように、身延町の交通ネットワークのことも、この会議へいずれ話していかなければならないかなと思っております。

先ほど言いましたように、幹線から外れた奥の地域の、特に交通弱者といわれるお年寄りの方の輸送体系ということは、非常に難しい問題もあります。現在、運送法の中で、昨年の2月からですか、福祉有償運送という制度がございます。これは訪問介護事業者やNPO、非営利組織等が高齢者や障害者等、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院とか通所、レジャー等を目的に有償で行う送迎サービスということができるようになりまして、これは運輸省の登録が必要でございますが、やはり、その前に峡南地区福祉有償運送運営協議会という組織がございます、そこで協議をされて、許可が出れば、運送法の許可を受けられるということになっておりまして、特に介護施設等も、この有償運送をやっているところもあります。ですので、今後、こういうNPOとか福祉団体等から、そういう有償運送の登録申請がございますれば、町としても積極的に関わっていきなさいと、このように思っております。

○議長（松木慶光君）

渡辺議員。

○13番議員（渡辺文子君）

そういう介護の関係ではなくて、自立したお年寄りが引きこもりにならないように、いろんなところに出ていくためには、そういうものではなくて、例えば、社協とか、それから福祉の外支援助サービスですね。そういうものと絡み合わせて、自立をしているけど、いろんなところに出かけていけないというようなお年寄りのためにも、やっぱり、そういう制度を利用しながら考えていかないと、引きこもりになってしまって、なかなか外の、いろんな催しものとか、そういうところに行けないという方がいらっしゃるという話をたくさん聞きますので、外出支援サービスとか、社協でのそういうサービスなんかも合わせて、福祉とも連携しないと、ちょっと無理だと思わすけども、そういう意味で元気老人対策ということもありますけれども、そういうことで、どんどん外出する機会を多くして、元気でいてもらえるような対策は、町としても、どこへ委託するにしても考える必要があると思わすけれども、その点について、さっきおっしゃった、介護とは関係なくして、元気老人の面でどういふふうにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

わりかし元気な老人の方は、やはり自分で移動手段を求めるといふことになってくると思わす。そこまで町でということになると、非常に難しい問題も出てきます。というのは、タクシー会社等の競合の問題もございすので、地域のボランティアという方法もございすけど、有償ということになると、ちょっと許可が難しいと、このようになると思わす。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

関連してでございますけど、とりあえず1つの考え方として、お年寄りから電話等で問い合

わせをしていただいて、そこへどんなふうな格好でもって、交通機関の皆さん方をお願いをするかという。コールセンターみたいな格好で、考え方を進めたらどうかというところで、要するに需要と供給をきちっと、お互いにシステムをしっかりとつって、やったらどうかということは、今、一応、考えて推進をしようかなと思っておるところでございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

渡辺議員。

○13番議員（渡辺文子君）

27ページなんですけども、身延の学校給食費の中に学校給食食材点検業務ということで、3年に一度の、こういう点検業務を委託しているという説明がありました。今、食の安全とか、やっぱりアレルギーの子が多いとかということで、家庭でもいろいろ関心もあるし、親御さんたちは気を使っていると思うんですね。そういう意味で、学校給食で食材を点検するというのは、ここにありますがけれども、ほかの学校でもどのように、これは農薬とか、それから添加物とか、そういうような食材の点検だと思うんですけども、そういう意味で子どもたちに直接、口に入るものですから、学校ではそういうような点検というか、もちろん学校のほうで気を使っているとは思いますが、どういうふうな仕組みになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

今回、補正をお願いしてありますのは、身延の学校給食センターの中で、学校給食食材の点検業務ということでございます。これは、山梨県の教育委員会のスポーツ健康課で、学校給食用食材の定期点検実施要領というものが定められておりまして、それに基づいて定期的に、それぞれの給食施設で食材の点検をしております。

県の指導によりまして、これは3年に一度ということで、全市町村を巡回しているわけですが、これが本年、身延町が点検の該当する年に当たりまして、身延の学校給食センターにかかる食材を点検しようというものであります。

この中身につきましては、細菌検査と農薬検査を対象にしておりまして、今回は3品目、7つの項目について、6万円をお願いをするというものであります。

これは3年に一度というようなことでありますが、それ以外に各施設で、どのような点検をしているかということでありますが、例えば食材の分野ごとにそれぞれの生産者から消費者までに流通の過程の中で、いろいろな検査機関、あるいは県の機関などが入って検査をしておりますので、それぞれの施設に納められる際には、基本的には安全な食品が届いているというようなことで理解しております。

ただ、例えば食肉などについても、検査段階ではパスをしても、給食センターまで持つ間に異常に高温のところを運搬してしまうということになると、例えば大腸菌が発生するというふうなおそれがありますから、各給食センターの窓口では、食材を検収する際に、その温度が適温であるか、あるいは見た目に変色していないかというような検査をしながら、安全なものを検収して、それを加工して提供しているということになります。

ですから、温度管理に十分、意を用いておりますし、あとは例えば、どこどこのシイタケに

農薬がということの、ときどき情報が流れますが、そういうものはいち早くキャッチをしながら、それぞれ納品業者に、事前にそういうものの連絡をして、そういうものを一切、流通させないような、もちろん税関の関係で入ってこないものもあると思いますけども、そういうような対応はしております。

それから、もう一つ。アレルギーの関係ですが、徐々に子どもさん方にそういう方が多くなってきているということで、それぞれの給食センターでも、それなりの対応はしております。献立表を早めに配って、家庭において食べられるものはこういうものだ、これは除きなさいというような指導、軽度の方にはさせていただいておりますし、少し、そういう食べられないものが多いというようなことにつきましては、家庭でカロリーを補う分のものを持ってきていただくということで、一応、対処しております。それぞれ入学時に際しまして、診断書などをとっていただいて、うちの子どもは、こういうものは駄目だからというようなことで、栄養士が指導しながら、一応、給食施設では対応しておるといような状況です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はありませんか。

芦澤議員。

○5番議員（芦澤健拓君）

23ページの教育委員会費の、8節報償費です。福祉教育学校等就学奨励金ということで、30万円計上されております。これは身延町福祉教育学校等就学奨励基金条例というのがありまして、これに基づくものであると思いますけれども、福祉教育学校等というふうに、ここにありますが、これはどういうふうな学校を具体的に指しているのか。それから10人分用意してあって100万円で、それに3人プラスで、13人分で130万円というふうなことだと思うんですけども、年間で10万円を奨励金として支出するという、1人当たりですね、ということなのかどうか、ちょっと、そのへんをお聞きします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

このことにつきましては、身延町福祉教育学校等就学奨励基金条例というのがありまして、この条例施行規則の中で学校教育法に規定する2年生以上の大学、あるいは専門学校で福祉保健、介護・看護、そういうものの教科を履修する者に対してということになっております。さらに住所要件などがあるわけでありまして、本年の場合につきましては、今、ご質問にありますように、合わせて13人を予定しております。これは年間ということかどうかということではありますが、一度に10万円を奨励金として支給をさせていただいているということになります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第64号、1点質問をさせていただきます。

今回の追加予算、7,322万6千円のうち、9ページでありますけども、繰越金が6,199万3千円、追加して3億4,599万3千円になっているわけでありますけども、5月31日、出納閉鎖している中で、繰越金の確定をしているはずであります。そこで実質収支での繰越金はいくらになるのか。まず1点、答弁を求めたいと思います。

○議長（松木慶光君）

会計管理者。

○会計管理者（市川忠利君）

お答えをいたします。

18年度の一般会計の実質収支額です。6億712万9,389円となっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

今、6億何がしかの答弁があったわけでありますけども、留保の関係でありますけども、この留保した理由、それから地方財政法の中で、剰余金が発生した場合には2分の1を下らない額で積み立てるべきだと規定されているわけでありますけども、積み立てはいくらになっているのか。そして、その考え方について、改めてどう思うか。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

お答えいたします。

5月31日、出納閉鎖で今、会計管理者が述べたように、実質収支はそういうことになると思います。しかしながら、当初予算で、うちは2億8,400万円、これは充当しています。今度の6月補正で6,100万円、合わせて3億5千万円ぐらいは、もう使えないお金。今、言われた残金のということでございますが、2分の1というふうに言われましたけど、到底、そのようなことは今の、うちの財政的な条件ではできないわけです。要するに、企業法でいけば、これの何%とかというのはございます。今、言われたように、確かに地財法にもあるんですけども、優良なところはそういう形でできると思いますけど、わが身延町については、そのへんのことではできないと私は思っていますし、ただ、気持ち的には、うちらは町長にも、7億円崩しているわけですから、そのうちの7億円が返さなくても、当然、返せません、6億円ですから、返さなくても3億円ぐらいは返しておきたいという気持ちはあります。よって、今後の9月、12月、3月等々についても、財政計画を立ててやっていかなければならないわけですが、こういうような状況でございます。そのへんのことについては、ご理解を願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

そうしますと、地方財政法の中で剰余金が発生した場合には2分の1以上を積み立てなければならないという状況の中で、うちの今、財政状況が、剰余金がある状況ではないというふうに理解していいんですね。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

そのとおりでございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第65号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂議員。

○11番議員（穂坂英勝君）

1点、お伺いいたします。

7ページの総務費の一般管理費の中で、先ほどちょっとご説明、企画課長、説明を受けたんですけども、12節の23万円の手数料、企画課長ではなくて、この手数料について、いったんお聞きします。なんか説明によると、第三者行為による手数料だというようにおっしゃられました。手数料なのか何かを確認で1点したいと。もし、手数料であれば、何件かの手数料だと思うんですけども、当然、3月、2月に発生しているものであって、当初へ載せるんだけど、件数が少なかったのが、落としてしまったのかもしれない。けども、通常、これらの第三者行為によるものは、あるないにかかわらず計上すべき、国保の健全経営を考えたときには計上しておかなければならないものではないかと。その姿勢が1つ、必要だということ。

それから図らずも、こういう形で、国保の厄介にならなくなってしまった人は、国保を使ったほうが、今の医療制度の中では、非常に有利であることを考えてみたときには、これらはきちっと当初から計算しておいておきたいものだなという考えで、1点、その点をお聞きします。

もう1点、手数料といえば、頼んで連合会に払うお金だろうけども、いくらの事件に対しての解決料として手数料を払っているのか、そのへん、3点をお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

これは第三者行為、今、議員さんがおっしゃられたとおり、国保はあくまでも病気とか、そういう場合、本人の責任のもののものであることに対して、保険証が使えるというふうなことでございますけども、ただいま、議員さんがおっしゃられるとおり、第三者行為、例えば加害者がいる、自動車による事故とか、そういう場合は一時的に国保を使っていただいて、後日、それぞれの社会保険等々、締結されているところから請求を、その分を補てんしていただくということで、この業務につきましては、国保連合会のほうへ委託してございまして、その20万円の件でございますけど、これにつきましては、今、議員さんがおっしゃられるとおり、当初予算で当然、載せておかなければならないものでございますけど、当初予算で落としてしまって、今回、補正ということになっております。そこはご理解をいただきたいと思っております。

それで、この20万円ですけど、これにつきましては、それぞれの事故の状況によって、医

療費が非常にかかった場合等々を考えまして、年間20万円というふうなことで、このところ、毎年、予算措置をさせていただいておりまして、1件当たり、その医療費がかかった場合の3%ということになっています。ですから600万円ほどを、予定された請求権にかかる分の予算を計上してございます。

ちなみに18年度では3万1千円、全体であったわけですけど、先ほど言ったとおり、事故が発生して、求償して、その分が戻ってくる間が2カ月ぐらいあるわけですけど、請求されて、すぐ支払いをしていきたいということで、年間予定額20万円を計上してあることをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂議員。

○11番議員（穂坂英勝君）

質問の要旨は、国保を被保険者としての立場として、このへん、よく分かっていないと、今、言ったような答弁になります。少し、ニュアンスが違っているかなと思っていました。

というのは、国保連合会が何%とるとかなんとかは別にして、こっちは違法性がなければ頼むしかない、これはしょうがないですね、頼まなくても、十分やれる、皆さんの知識では十分やれる範囲の内容のことは間違いありません。機械的に頼んでしまっている、これはいいです。20万円を節約しようとかなんとかと、そういうことを言うつもりはまったくないんですけども、今言っている中で、本来、国保というものは、うんぬんという言葉がありましたけども、これは身延町の住民が何かをしでかしたときに、不法行為を起こしてしまったときに、国保を使って医療機関にかかっていたとすることは、その方にとって、非常に有利なんです。そのところ、なんかお分かりいただけないようなんですが、だから、こういうものは最初から設定しておくと。細かい話になると厄介ですから、そのへんのことは、また、のちのち皆さんでお話ししたいと思いますけども。

今の医療の算定方法は、みんな単価違うでしょう。国保10円でしょう。労災13円でしょう。自由診療20円でしょう。同じ治療しても倍払わなければならないですよ。だから国保を利用して、求償行為をと、さっきおっしゃったでしょう。やれば半分の金額で済むんですよ。住民が楽になるわけですよ。そのへん、そういう意味合いで、ここにはきちっと、何件かのものが年間発生するだろうという想定ぐらいで、入れておくべき話ではないかなという点がありましたので、お伺いしました。ご答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

この業務委託につきましては、先ほど言ったとおり、県下でそれぞれ、各町村会なんかでも要望いたしまして、連合会のほうへ、ぜひ、規定で設けられて、それぞれの各町村がやっております。ものによっては、当然、弁護士も入ったり、非常に難しいものもございまして。というふうなことで、機関のほうへ委託している。それから、やはり事故が起きて、すぐ、ではどこの保険を使ったらいいいのか、一番、町民の方が困った時点で、いったん、先ほど議員さんが言われたとおり、その有利、有利でないことを別に、国保を使っていただいとというふうな内容

になっておりますから、そこはぜひ、ご理解をいただきたいと思います。あくまでも緊急的に使われているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

日向議員。

○9番議員（日向英明君）

やはり7ページの、19節の負担金の260万円ですけども、これは民生費国庫補助金の250万円を受けてだと私は思っているわけですけども、この260万円は、いわゆる後期高齢者の広域行政の負担金ということで理解してもいいのでしょうか。それとも、もし、そうだとすれば、この260万円は、およそ何人ほどの算定基準ですね。そんなことが分かれば、答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

すみません、先ほどの2つ目をご理解いただけなかったということで、私の説明不足が相当あったと思います。

今回の260万円の負担金でございますけど、これは広域行政組合、主に計算センターのほうへ機器のシステム開発に伴って負担金を出していくものでございます。では、どういうことをしていくかといいますと、今の国保につきましては、税なんかもそれぞれ、計算センターとそれぞれ連携する中で算出をしております。

今回、75歳になった高齢者の方は、今度、そこから抜けていきます。国保税の算出をするについて、従前は老人保健特別会計の方もそれぞれ国保税一括計算されていたわけですけど、75歳になった翌月から、国保税から今度抜けていかなければならないこととなります。そうなりますと、その都度、その到達時、あるいは到達月に自動的に計算できるシステムを開発していけないと、手計算ですると非常に混乱が生じるということで、その今、持っているパソコンのシステムを開発しようというふうな内容でございます。ということで、これにつきましては、峡南広域の計算センターのほうで開発をお願いしていると、そんな内容でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

日向議員。

○9番議員（日向英明君）

そういうことでは、ここでは、各町でバラツキがあるわけですね。金額的に。

○町民課長（渡辺力君）

はい、そうです。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第66号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第67号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第68号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第69号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第70号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

提出議案について、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、提出議案については委員会付託を省略いたします。

日程第8 提出議案に対する討論を行います。

議案第62号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第63号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第64号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第65号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第66号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第67号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第68号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第69号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第70号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第9 提出議案の採決を行います。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号 政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第63号 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第64号 平成19年度身延町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第65号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第66号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第67号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第68号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第69号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第70号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

○議会事務局長(深沢茂君)

それでは、ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時40分

平成 1 9 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 2 日

平成19年第2回身延町議会定例会（2日目）

平成19年6月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
追加日程第2 追加提出議案の説明
追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
追加日程第4 追加提出議案に対する討論
追加日程第5 追加提出議案の採決
追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21名)

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中澤俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育委員長	一宮嘉孝
教育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 深沢 茂
録音係 遠藤 守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

おはようございます。

それでは、あいさつをしたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は大変、ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は4名であります。

まず、通告の1番は松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、CATVの関係、それから、それに伴うデジタル放送の関係のことで質問をさせていただくわけですが、平成16年9月13日、旧3町が合併して新身延町としてスタート以来、2年9カ月ですか、そのぐらいになるわけですが、その間、行財政改革、地方分権等、地域の行政に大きな影響を及ぼすような国の施策などもあり、新しい身延町として船出をしたにしても大きな問題、また新たな問題、そして懸案に直面した大切な、この2年9カ月だったような気がするわけです。

その中で、今後の身延町の方向を占うべく、多くの施策に取り組んでこられました町長はじめ、町当局の方々に敬意を表すると同時に、町民の方々の大きな理解と協力があったのが新町づくりであったと、このことも思うところでありますし、また町民の方々への感謝の気持ちを忘れるべきではないかと、このように考えている次第であります。

さて、平成13年7月25日に電波法が改正されまして、平成15年の末から東京地域でのデジタル放送が開始されたわけでございます。本町においても、今年8月に身延中継所からのデジタル送信が開始されることが予定されております。2011年7月24日以降、現在のテレビが、現在アナログ放送なわけですけれども、それが廃止され、デジタル放送に移行される。テレビのCMなんかでも「デジタル放送の準備はできましたでしょうか、あなたもデジタル放送の準備をお願いします」、盛んにテレビ・ラジオ等で宣伝をされているところであります。

しかし、少子高齢化が進む本町において、特に高齢者の方々が多本町におきましては、なかなか、そういう部分で、テレビでCMしていても理解されていない部分もあり、また本町の地形的な問題、山間地で急傾斜地、そういう条件もあり、町全体での難視聴地域、こういう条件の中にあるわけでございます。

家庭にいながらにして、唯一の娯楽、そして情報の、家庭における発信元である、このテ

レビがデジタル化されることによって生じる問題、いろいろあるかと思います。その対応について、質問をさせていただきたいと思います。

通告1番のデジタル化に伴う対応について、その項の1について、まず質問をさせていただきます。中富、身延地区の現状、それから今後の対策について、通告しております。そちらのほうを簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ご答弁いたします。

中富地区につきましては、日本ネットワークサービスが766世帯ほどを事業展開しております。共聴組合は10施設あり、321世帯が加入しております。

身延地区は、CATV施設は峡南CATVが1,500世帯ほどを事業展開しております。また共聴組合は3施設あり、135世帯が加入しております。

その他、戸別受信世帯が中富、身延合わせて1,650戸ほどあるものと思われます。

中富、身延地区は民間のCATVにより、デジタル化の対応済みと聞いております。共聴組合はNHKで対応する予定と聞いております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

基本的に言いますと、中富、身延に関しますと民間の業者が入って、CATVでの民間業者での対応をなさっている。しかしながら、前にも説明があったわけなんですけれども、CATVの共聴施設でのCATVの対応も今迫られている、そういう状態なわけですが、第1次身延町総合計画の中に、中富地区・身延地区の既存民間CATV会社にデジタル対応とテレビ内容の充実のため、協議を継続していく。それから共同受信施設および戸別受信者の受信環境について、関係機関に強力に働きかけ、確実にデジタル波が受信できるようにという形になっていますし、また平成18年、去年の6月1日なんですけど、山日のほうにも、そのデジタル化、町内CATVを整備ということで、「地デジ対応 情報格差是正」、こういう見出しの中で、実は出ております。そういう中で働きかけ、今、総務課長がお話しになられたような、着々と進んでいると思うわけですが、最終的にどうなんでしょうか。すべてデジタル化で対応できるというふうに、町としては見ているわけでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

公共のサービスも含めまして、民間のCATVの各社、それぞれ2011年に向けてデジタル放送の業務を進めておると思いますので、確実だと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

実は、ここに地上デジタルの全国会議という、そういう組織が、国のほうの諮問機関だと思

うんですが、そちらのほうであるわけですが、その会議の中で共聴施設の設置の多い地域においては、地元自治体の協力も得て、2011年までに共聴施設のデジタル対応を行うための具体的な計画を策定するようというふうに書かれているわけなんですけど、これはおそらく、この地上デジタル波、難視聴地域に対しての、そういう国の配慮、また、それに対する地方の行政も協力して、そういうテレビが見えない状態をつくらない、そういう趣旨の中で出ていると思うわけですが、そちらのほうのデジタル国際会議等、また県、国のほうから、そういう対応についての話し合いとか、それから町に対する指導とか、そういうものはあったんでしょうか。また、あるかどうか分からないですけども、それに対しての町独自の対策は、そのことに対しては立てているんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

まず、身延町内における、先ほども言いましたが、13の共聴施設がございますが、これはすべてNHKの共聴施設でございます。このNHKの共聴施設につきまして、国においてはNHKが、このデジタル対応をするということになっておりまして、NHKのほうへも情報として、情報交換等をしておるところでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

3回ですので、次に移ってください。

○1番議員（松浦隆君）

やはりテレビが見られなくなるというところが出てくるということは、これはやはり大きな問題、町だけではなく、国も県も、そのことに対しては重要課題ということで取り組んでいるわけですから、ぜひ、関係機関との連絡を密にした中で、そういう場所のないような形を、ぜひ取っていただきたいと、このように考えるわけでございます。

それから、通告の2のほうに移らせていただきたいと思います。受信点変更となる辺地共聴、こちらのほうに移ります。

実は、全国で約2万施設と推計される辺地共聴施設がある、そのように国はみております。その共聴施設について、デジタル化に際して受信点変更、基本的には、今、アナログで見ているところに、共聴施設の元のアンテナを立てているわけです。デジタル化に伴って、VHFからUHFに変わるわけですから、UHF専用のアンテナをそこに立てるわけなんですけど、今までの波長と、アナログの波型と、今度はデジタル化されることによって、角の立った、そういう波長に変わるわけです。そうすると、今までのアンテナの場所で取れなくなる可能性が、波長が違うということで取れなくなる可能性があるということ、国のほうが心配しているわけです。

受信点変更が必要となる場合など、相当の規模の改修経費が必要となる場合があり得ると、そういう形に国のほうでも、それを出しているわけなんですけど、そちらのほうでは、現在、中富、身延に関しては中富が10、身延3の共聴施設があるわけですね。こちらのほうの、どのぐらい受信点変更がありそうかということは、町のほうではつかんでいるんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

現状、まだつかんでおりません。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

それは、おそらく、例えば、ついこの間、出ましたね、身延の地図がありまして、身延のこの地点、今度、身延のアンテナが立つからカバーできますよと。しかしながら、あれはあくまでも地図上の問題であって、山の陰等々になると、特に今度のデジタル放送は、ある程度まではきれいに、今までまだら模様になっていた、映りが悪かったものが電波の習性の違いで、ある程度まで必ずきれいに映ります。しかしながら、ある点を過ぎて、電波が弱くなるとピタッと映らなくなるんです。それを、やはり国のほうでも心配しているわけですから、例えば、着々と今度、準備を進める中で、町のほうとしても、そういう受信点変更の可能性が、13ある中で、おそらく1つや2つ、もしくは2つや3つはあるかと思われるんです。そういうところを前もって、やはりつかんでおいていただいて、その対応に当たっていただきたい、このように考えるわけです。受信点変更が、もし、こういうことが出た場合、町のほうとしての対応はどのようにするお考えでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

先ほども言いましたが、NHKの共聴施設でございますので、国の施策、補助申請とか、そういうものはございませんので、NHKの動向を見ていくということになるかと思えます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

NHKの施設だから、基本的に行政が手出しするべきではないと、そういう考えかと思えますけれども、しかしながら、今、総務課長がおっしゃいました。補助金もないということですが、実はここにあるんですが、視聴者間の負担の公平性は2011年、地上デジタルテレビ放送への全面移行までの限られた期間等の事情を勘案し、政府は関係者とともに施設全体のデジタル化に関わる費用負担の考え方について、早急に整理を行うと。そうした中で、視聴者の負担が高額になる一部の辺地共聴施設について、その改修経費の一定割合を国庫から補助するスキームについて、平成19年度予算概算要求に盛り込んでいると、このようになっています。ですから、もし、そういう部分が出たら、町のほうでもそういう高額負担に対する、ぜひ対応をしていただきたい。

ちなみに、総務省の19年度の予算の中で、地理的デジタルデバイドの是正ということで、地上放送デジタル化に向けたデジタル放送中継局および辺地共聴施設の整備に対し、支援を実施ということで、392億円盛ってあります。ぜひ、そちらのほうを使って、そういう問題が出た場合には、早急に対応ができるような措置を町のほうとして講じていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくご対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。3番目の難視聴地域への情報ハイウエーの項に移らせていただきます。

公設型の光ファイバー網の活用ということで、地方公共団体等が保有する未利用のファイバー芯線、ダークファイバーといいますが、こちらのほうの放送波の中継伝送等へ有効に活用できるよう、関係者間で検討を行うと、こういうふうな形が出ています。これは情報ハイウエーといわれておるものでございまして、県のほうでも県の光ネットワーク、この身延町におきましては、NTTの身延と、それから下山のほうにNOC、通称ノックというんですが、ネットワークオペレーションセンター、オペレーションセンターといいましても事務所を構えているわけではありませんので、そういう機械が置いてあるということですが、あるわけでございます。それが基本的には、地方公共団体等が、それを有効的に利用して、情報社会に適応した形をつくっていき、また、今回のデジタル化に伴って難視聴地域においても、それも活用しようという、そういう趣旨の中でやっておられるわけですが、この活用について、NOC、ネットワークオペレーションセンターの活用については、県と検討はされたんでしょうか、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

情報ハイウエーの件だと思いますが、当然、県の情報政策課と協議はしております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

協議は、当然していることだと思うんですが、そうすると、あのネットワークオペレーションセンター、NOCに関しては基本的に官が7、民が3という、それで使用できるというふうには実は聞いているわけなんです、地上放送の伝送手段として、基本的にはデジタルテレビ放送の全国普及は地上波中継局によることが適当である、これは当然、地上波デジタルの中継局、テレビのアンテナ基地を通じてやるのが適当であるという、そういう形なんです、これが当たり前のことだと思うんです。しかしながら、デジタルテレビ放送への全面移行への期限である2011年までに、あと4年足らず、そういう限られた期間であると。それに鑑みれば、中継局に加えケーブルテレビ、共聴施設、IP、衛星等、活用可能なあらゆる補完手段の活用が不可欠であるという、国でそういうふう考えています。

ですから、逆にいうと、今、先ほど伺いました、国でもこういう考えを持っているわけですから、例えば中富、身延地区の、ちょうど中富と身延にあるんです。中富、身延地区の難視聴地域、例えばCATV、民間が入っているところに関しては、それは当然、民間に対して、内閣の通達がありますね、平成12年でしたか、あれがあって、実際には民間業者のところに行行政がタッチできないわけですが、この補完をするということを国が認めているわけです。補完をしてでもなんでも、そういう形でやるべきだというふうに、国からお墨付きをいただいているわけですから、やはりそれに対して、県のほうでも情報ネットワークの中でNOCが出てきているわけです。それを、やはりなんらかの形で、町が県と協議をした中で使えないものか、私はそういうふう考えるわけですが、そのへんは県、それから民間業者との話し合いも当然、必要になってくると思うんですが、そのへんはどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

情報ハイウエーは高速情報通信基盤の幹線として、県内の主要道路に県が整備した光ファイバー網でありまして、情報ハイウエーを活用して地上デジタル放送の視聴を可能とするためのサービスが県内CATV業者に対して、先ほど言いましたように提供されております。

地域において、この情報ハイウエーを活用するためには、各地域におけるCATV業者がみずから情報ハイウエーに接続することが必要になっております。事業主体の意向や協議などが必要なため、町として難視聴地域における情報ハイウエーの活用方法を、ここで申し上げることはできませんが、今回、下部地区の整備につきましては、情報ハイウエーの活用を視野に入れて、事業を実施する予定でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ですから私は、下部地区に対しての情報ハイウエーを活用するという話を聞いたので、ですから中富、身延地区に関しても同じような形で、今言ったような流れで、民間CATV協会とか、県のほうとか、そちらのほうと話を進めているかどうかということを知りたかったんですけども、何しろ時間の関係もありますので、私は下部地区が情報ハイウエーから取るのであれば、そういう形も、やはり一緒に考えるべきではないかと。町のほうへ、そのへんも含めてお願いしたいと思います。

4番に移らせていただきます。

将来的視野での、今の話と同じようになるんですが、全庁舎、各支所、合併時の合併協議会で新町将来構想というのがありました。その中で活力あるまちづくり、まちづくりの基本方針、その中で光ファイバー、また双方向CATV網、情報システムの活用、これが1つの、このデジタル化に向けて、その中で進められようとしているわけでございますけれども、新町の総合計画の中にも、やはり地域情報化基盤の整備、情報基盤の充実ということで、情報通信の高度な活用を総合的に推進していくために、CATV網や地域イントラネットを活用して、広域的な公共ネットワークの構築を進めると、こういうふうになっているわけです。ですから、今後、先ほど言いましたような情報ハイウエー等を使っての全町的な形にもっていけないかと、これは私の切なる思いでございます。

といいますのは、やはり中富、身延地区、CATV網が入っている、民間であろうがCATV網が入っているところに関しては、ある程度いいんでしょうけども、しかしながら共聴テレビ、それから共聴施設ですね、それから自主受信している、そういうところの方々、本当に申し訳ないと思うわけです。そういう気持ち、しかしながら同じ町民として、新身延町の中で一緒にやっているわけですから、そういう、最近よく使われる言葉ですが、あまり使いたくない言葉なんですけど、そういうテレビの視聴に関しての格差といいますか、そういうものをできるだけ、なんとか、ないような形にもっていただきたいと、そのように考えるわけですが、しかしながら、国のほうではデジタル化への移行へは受信環境の整備、それから、そういうものは基本的に視聴者の自助努力となっているわけですが、しかしながら高齢者家庭、高齢者の集落においては自助努力には、やはり限界があるのではないかと。このデジタル放送に移行するにあたって、例えば今のテレビそのまま、共聴テレビのアンテナを取り替える、それだっ、おそらく何十万円するでしょう。それから線を引っ張ってきて、ただの同軸で持っ

てきても、それはできるわけですけども、デジタル対応の線を持ってこなければいけない、それもお金がかかる。それから、それを分配するブースターも必要でしょう。各家庭に入った場合に、そこでおそらく5万円ぐらい、今のテレビを使うとすればチューナーが必要。それから、これを機会だからと新しいテレビを買う、やっぱり何十万円しますよ、デジタル対応の。そういう形でないと、今度は見られないわけですね。そういう、今言ったように、ある程度のお金がかかるところで、高齢者家庭、高齢者集落においての自助努力、これは絶対に限界があると思うんです。そういうところに対しての自助努力ということはあるわけですけども、救済策ということに関しては、町のほうでは考えているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

現状では考えておりません。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

まだ4年ぐらいあるわけですから、これから本当に、そのことに関しては、いろいろな問題が出てくると思いますけども、ぜひ、なんらかの救済策も含めた中で、町では今から検討していくべきだと、このように考えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。2番の町営CATVのPFI方式活用について、その項に移らせていただきます。

先ほど来、話が出ています中富、身延地区に関しては、一部民間CATVも、それ以外のところは約50%近くですか、共聴テレビ、また自主受信で、テレビに関しては、ある意味で不便な思いをしている。しかしながら下部地区に関しては、今から16年、17年ぐらいになりますかね、そのぐらいに中山間整備総合事業として立ち上げたSCTというCATV網が完備されております。しかしながら、これももう年月が経って、基本的には古くなってきました。

私も、そのCATV網を整備しなければいけないということに関しては、これはもう、本当にしなければいけないだろうと。しかしながら、今、例えば、ある程度のお金をかけて修理をしたにしても、それは可能だと思いますけれども、何年か後には、また新たな修理、また交換という、そういう部分も出てくる可能性もあります。その整備をすることに対しては、私は基本的に賛成していますし、今の町のバブルのときのように、町にいくらでもお金があるのであれば、なんとでも、また国からの補助金がどんどん出てくるのであれば、それはなんとでもできるのではないかと。しかしながら、今、こういう財政が逼迫した中で、では、どういう形ができるのかと考えた場合、やはり、町が言ってきましたPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ、これしかないのではないかなという、私も実は、結論にはなっています。

その中で、昨日、全員協議会の中で、身延町地域情報通信施設整備運営事業実施方針の案ということで出されました。PFIにもいろいろなやり方があるわけですけども、この中でBOO方式、ビルド・OWN・オペレーター、こういう方式での事業方式で下部町はいきたいと、そういうふうな話が出ましたけれども、これはなんでBOOなんなのでしょうか。その点を伺いたい。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ＢＯＯ方式というのは、民間の事業者が施設等を建設、維持管理および運営し、事業が終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去するということですが、民間の事業者、事業が完成したとき、当然、今回のスケジュールの中にも、昨日もご説明をいたしました、まず民間のほうへ現施設を譲渡するということになっておりますので、事業が終了した時点で民間のほうへ施設を移管したいと、このように思っております。ＢＯＴとか方式もあるわけですが、ＢＯＯが適切ではないかというような判断でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

民間に移設する、移転することをやるわけですね。基本的には、今ある施設を、民間が施設を造って、新しい線を引いて、それを民間が所有してやるわけですが、最終的にＢＯＯの場合、実はやり方として６種、形態があるわけです。ＢＬＯ、ＢＬＴ、ＢＯＯ、ＢＯＴ、ＢＴＯ、ＤＢＦＯという、こういう６つがあるわけですが、この中でＢＯＯだけが最終的に民間にすべてを譲渡するわけですね。譲渡して、この中に出ているんですけども、保有し続けるか、施設を撤去するとなっているんですよ、ＢＯＯの場合は、ということは、例えば、そんなことは道義的でないとは思いますが、こういうふうにＢＯＯ方式というのは、それが可能なわけですから、例えば、昨日の話では１０年後、ＢＯＯ方式で契約した場合には撤去しても、それに関しては苦情も何も言えないわけですね。例えばＢＯＴとかＢＴＯ、今、一番、ＢＴＯというのが、そのＰＦＩ方式の中では一番利用されているわけですが、やはり最終的には民間のほうの所有、管理しているときは民間になるわけですが、管理が終わったあと、契約が終わったあとは再契約ということであれば、また同じような方式でできるわけですから、その中で施設を撤去するというような、そういう形の中のやり方といいますか、方式といいますか、それはちょっと、僕は怖いなど。基本的にはＤＢＦＯ、そこまでいっていただければ、これは町として行政サービス、これはもう行政サービスを主体に考えた、そういう方式ですから、そこまでいってもらえれば妥当かなと。しかしながら、ＢＯＯでいくことに関しては、やはり危険性が多いだろうなというふうに考えるものであります。そのへんのＢＯＯで今、おっしゃったわけですが、例えばＢＯＴ、ＢＴＯ、ＤＢＦＯ、そちらのほうでは考えていないわけでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

現状は、ＢＯＯ方式をとりたいと思っております。そういうリスクの問題でございますが、リスクの問題については契約書の中で、１０年契約でございますので、契約期間が切れる３年前には町と協議して、１０年後にどういうふうにするかということ、町と協議することになるように設定しております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

それは契約の内容に謳うから大丈夫ということだと思わすけれども、だから契約書の中に謳うのであれば、また別の方式でも、僕は、いろいろあるわけです。そちらのほうで、例えばBOTなんかの場合は資金を回収したあと、施設の所有権を公共に譲渡・移転、そういうこともあるわけですし、BTOの場合、所有権は公共のほうへ移転し、一定期間、民間が管理をするというふうな、そういう方式もあるわけですから、いろいろな方式をもっともっと考えて、このことに関しては、やはりもっと議論を進めるべきではないかというふうに考えますし、また僕、一番、1つ気になるのは、BOOは最終的に施設を民間に、言葉は悪いわけですけど、やってしまうわけです。今まで、旧下部は行政サービスの一環として、この事業をやってきたわけです。行政、サービスでやってきたことは、ある意味では下部にとっては町の財産というか、町民の財産という考えがあるわけです。それをいろいろな事情がある、これだけのものが、経費もかかる、それは分かるわけですけども、方式によっては町の財産として残す方法もあるわけですし、今のBOOですと、民間にすべてをやってしまうと。そういうことを、例えば町民がそれを知った場合に、やはりどういう感情を持つかなというところも、私としてはちょっと心配な部分があるわけで、そのへんのBOT、BTO、もしくはDBFOへの再考をお願いしたいというふうに思います。

次にデジタルでの放送チャンネル、昨日の地域情報通信施設整備運営事業、この中で放送チャンネルというふうに出ています。この内容ではNHK総合、NHK教育、山梨放送、テレビ山梨、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京というふうになっています。これは、今のアナログ放送、旧下部にとってもそうでしたけれども、旧下部の場合、東京波を毛無山ですか、あそこで取る場合にも、全部、キー局の同意を必要とされるわけです。CATV会社はすべてそうなんですが、テレビを会社として、民間業者として入れて、それを再送信して、各家庭に送信する。そのときに当然、対価をいただくわけですから、そういう部分ではキー局に対する同意が必要。これはもう、町のほうでも十分、理解していると思うんですが、同意が当然、なければ、そういう営業も、業務もしてはいけないという形になっているわけですが、今、下部に関しても、すべてキー局に同意、アナログに関しては同意をもらっています。今度、デジタルに移行するわけですけども、この4年間で、この同意が町のほうでは、こういうふうに出してきたわけですけども、これは同意は大丈夫というふうに考えているんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

山梨県のデジタル、CATVの協議会もごさいますし、そういうところとご相談して、同意は大丈夫だと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

今の実態として、私もちょっといろいろ調べてみましたが、NHK総合教育、それから山梨放送、テレビ山梨、これはもうTBSと日本テレビの系列局ですから、これは当然出ます。しかしながら、今、ちょっと渋っているのがフジテレビとテレビ朝日です。フジテレビはおそらく、テレビ朝日もこちらの山梨のほうに支局がありますから、おそらく出ると思うんです。

またCATV協会、また各民間業者でもおそらく出るだろうと。これに関しては鋭意、なんとか許可、同意をもらうように進めるという形で、今、確かに動いています。しかしながら、テレビ東京に関しては、下部の今のアナログのときも一番苦労したのはテレビ東京でしたけども、テレビ東京はキー局が東京にあって、それから系列局が、このへんないんですね。一番近いところは名古屋とか、そういうふうになっているわけですね。まさか、そちらのほうから持ってくるわけにもいかない。また、静岡のほうも系列局がないということもありまして、またテレビ東京は最近、業績を伸ばしているという関係もあって、非常に強気なんですね。そのへんがどうなるか、ちょっと心配していますので、ぜひ、そちらのほうは町としても、町だけではなく、CATVの協会を含めて、民間業者を含めて、やはり注視していくべきではないかなというふうに考えております。

それでは、次の質問に移ります。2の2のほうに移ります。

VFMの関係ですが、PFI事業で民間事業者選定での最重要選定要因、これがバリュー・フォー・マネー、VFMということになっているわけですが、これはおそらくPSC、僕はPFIのことをいろいろ調べましたけれども、はっきり言って難しすぎて分かりません。だから、その要点要点で調べるしかないなということで、要点要点を調べていったんですけども、おそらくバリュー・フォー・マネー、これはPSC、パブリック・セクター・コンパレーターというんですかね、これからLCC、ライフ・サイクル・コスト、これを引いた中での数値がバリュー・フォー・マネー、VFMになるのではないかと思うんですけども、当然、これからPFIで、そういう民間業者と詰めていくわけですが、やはり、入札のときにもそうですけれども、工事を発注するときもそうですが、やはり町のほうでどのくらいの試算、ある程度していると思うんですよ。それをしなければ、当然、PFIのほうに「よし、いこう」と踏ん切れないという部分が僕はあると思うんですが、そちらのほうの、今のPSC、それからLCC、VFM、こちらのほうの試算は出ていると思いますが、そちらのほうはどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

VFMについては、確実に見込まれると思っております。具体的な試算数値といえますと、まだ自主方針の公表、あるいは入札前でございますので、この席では差し控えさせていただきます。

○1番議員（松浦隆君）

割合はどうか。

○総務課長（片田公夫君）

割合は・・・すみません。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

当然、それは入札に関係するわけですが、そちらのほうで、町を私たちも信用していますので、ぜひ、バリュー・フォー・マネーが多くなればなるほど、このPFI方式を採用する意義が出てくるわけですから、そちらのほうをぜひ、お願いしたいと思います。

バリュー・フォー・マネー、試算はお任せするということであれなんですが、バリュー・フォー・マネーの定義というものがあります。PFIにおける最も重要な概念の1つで、国民の税金の使用価値を最も高めようとする考え方がバリュー・フォー・マネーの考え方であって、PFI方式の採用により、VFM、バリュー・フォー・マネーですね、達成は従来の公共事業方式と比べ、サービス水準が一定であれば、公共の負担するコストが従来より低減する。あるいはコストが従来と同等であれば、サービス水準が向上すること。これを検証して、PFI方式を採用するという、こういう定義があります。私は、これは本当に、そのとおりだと思うんです。今の定義の中で見ますと、今、下部に関しては、アナログ放送になっているわけですが、これがデジタル放送になることによって、光ファイバーになることによって、いろんなサービスのプラスになるでしょう。サービス水準が一定であれば、公共のコストが従来より下がるということが望まれる。

私は、このPFI方式にすることによって、サービスの向上と、かつコストの削減、これが当然、出てくるものだ。だからPFIの方式以外にはないだろうなというふうにも、今、思っていますし、それは町にとっては、業者にとっては、非常にメリットがあることかと思うわけですが、このPFI方式の導入で、逆に言うと町、行政としてはいいかもしれないけれども、PFI方式にしますと、当然、民間業者が絡んできますので、基本料金、こちらのほうの価格が上がる可能性は、今まだ、価格もどのくらいになるかというのは分からないわけですが、今、下部地区1，050円です。昔は500円でした。それが1，050円ですけれども、ある程度の値上げも、これは地域住民としては仕方がないなと。サービスがそれだけ出てくるわけですから、町としても、それだけのコストを下げ、サービスを充実するということの基本的な考えの中でやっているわけですから、それはある意味ではしょうがないということも考えるわけですが、しかしながら、今のこの方式でいった場合に、今の状態ですよ、今の状態でいきますと、テレビがデジタル化されて、旧下部は95%以上がテレビが映らない地域です。その中で、料金が上がりました。PFI方式で町でコストを下げ、サービスをこうやって向上して、やりました。「さあ、皆さん、基本料金がこういうふうになります。さあ、お願いします」という格好、当然、これから加入をするかどうかの調査もするでしょう。また、話もします。しかしながら、そうしたときに、その地域住民に関しては、テレビが今の、新しいPFI方式の、テレビのそういう方式に加入してテレビを見るか、もしくは料金が高いから見られないよと。だから加入しませんと。それはもう、テレビが全然見られないということですね。そういう二者択一の選択でしかないというふうな、私、今、気がするんです。

それで、もし、加入できないという形になるとすれば、おそらく年金生活、そちらのほうでの、お年寄りが多いような気がするんですけども、そちらのほうは、もし加入できません、経済的な部分で加入できませんという、そういう方が出た場合には、町の対応としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思っておりますけども、まだ、その段階までいっていないんですよ。入り口で今、入ろうか、入らないかということを行っているのに、向こう、出口のほうでの話をされても、なかなか、私どもとしてもお答えはできないと。大変、勉強をなされておいて、うん

ちくをかたむけて、お話しをお聞かせいただいているような、大変、私どもとして参考になるわけでございますけど、今日の一般質問の、松浦議員が何をおっしゃりたいのかということ、まずお聞かせをいただかないと、もう時間がだいぶ迫っておりますので、ぜひひとつ、そのことはご理解を頂戴したいと。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ですから町長、私はそのPFI方式でやるということは、町に対して非常にいいことだと思うんですよ。ただ、やはり、それに伴ったPFI方式でやる場合の、さっき総務課長が言いましたリスクの問題とか、いろいろある。当然、それも今後、検討していくということなんですよ。それは当然、リスクもある、私も分かります。しかし、PFI方式をやった場合に、当然、町はいい部分があるかもしれないけども、町民に対する、そういう部分も出てくる可能性があるんじゃないかと。そちらのほうは、やはりPFIのコスト、リスクの部分も、これから考えながらやっていくと同時に、やはり、そういう町民のほうにも目を向けた中で、町民に対するリスク、そちらのほうも考えていただくべきではないかというふうに、私は思います。

それでは、次にいきます。3番目、PFI方式のデメリット、時間があんまりありませんので、そちらのほうでお伺いしたいと、PFIのデメリット、それからPFI方式の情報ハイウエー、これは先ほど聞きましたから、そちらのほうを割愛させていただきます。それから5番目の光ファイバーでの携帯電話、インターネット、これもやはり、光ファイバーを入れることによって、当然インターネットも可能でしょうから、次回にまた、まわらせていただきたいと思います。

それでは、7番目に移らせていただきたいと思います。自主放送の今後の対策、こちらのほうに移らせていただきます。まず、自主放送に対する町の考え、これを簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

自主放送についてでございますが、お答えをしたいと思います。

現在、下部地域につきましては、SCTということで町議会の様子など、受信可能な自主放送が整備されているわけでございますが、この自主放送を全町に広げるということは、莫大な金が必要だということでございまして、今、この導入を考えてきていたわけでございますが、財政的にも投資効果の面でも、公平性の面からも実現は非常に厳しいものがあると思います。この現在の自主放送を、全町拡大は断念をいたしまして、代替措置として議会中継などをインターネットで配信をしていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

僕は、今までも、いろいろな形の中で話をしたことがあるんですけども、インターネット、財政的に難しいということで、インターネットを配信しての自主放送、議会中継等々をやるということなんですけど、少子高齢化の中で、お年寄りが多い本町におきまして、確かにインター

ネットを使えば、中富、身延地区、また全国で、下部で見られる、この議会等々を見ることが出来るわけですが、少子高齢化の中で、お年寄りが多いこの町において、また基本的にパソコンを使える方が少ない、そういう中でインターネット、どれほどの効果があるかということは、僕はちょっと今、疑問に思っていますし、先ほど申し上げましたように、この自主放送、SCTに関しては、本当に他地区との、ある意味で格差がある、申し訳ないと思います。しかしながら、私は今、私たちだけが、下部の方々だけが見ている、これをぜひ、中富、身延の方々にも見ていただけるような、そういう方策に持って行っていただきたい。それはなぜかといいますと、やはり行政に対する関心が違ってきますし、また、このSCTを設置した16年、17年前ですか、中山間整備事業の中でやった、一番の最大の理由は過疎化の中で、過疎と共に生きていくために、なんか1つ、町の宝となるもの、これを持ちたいと、そういうことで中山間整備事業、総合整備事業の中でやった経緯がございます。

私は、あのSCTが今までテレビ組合で、今の中富、身延の方々が非常に苦勞をなさって、またテレビの放送の局数も少ない中でやっていたときに、皆さんと同じ気持ちでした。しかしながら、それが東京波も映る、衛星も入る、またそれと同時に町内の、いろんなお祭り等、行事も入る。それを見たときの感動はやっぱり忘れられませんし、町民の方々もそのことに関しては、非常に大きな思いがあると思います。ぜひ、そのへんは、もし可能であれば、再考していただけるように、また方法をいろいろ考えていただきたい。時間がありませんから1つだけ、町長また町のほうへ、私の考えの中で、それは可能かどうか分からないんですが、ぜひ、そういうことも考えていただきたい。

自主放送を保有している町村での配信の形が、今、いろいろ調べましたら、県内にはないです。また新たなテレビ組合とか、自主放送をそのまま残した中でやっているというのが通常です。自主放送施設があること、これのメリット、私は大きいような気がするんです。いろいろ、この問題で話を進めている中で、県、それから関東総合通信所ですか、あちらのほうとも、いろいろ話をした、雑談の中です。これは、県とか国が、そんな方針を出せるわけではないですから、話をしましたら、また複数の民間業者も話をしましたが、自主放送を持っているということは、非常にこれはメリットがあるんだよと、そういうことを認めていただいた、また、そういうふうに皆さん、考えていらっしゃる。

全町への配信、先ほどいろいろ話をしましたが、いろんな問題がありますが、全町への配信を前向きに考えた中で、経済事業、こちらをやった場合に、私は、どちらかといいますと、商売人ですから、やはり、もし、公募する側の業者に立った場合に、下部地区2,010軒よりも、今の民間業者が入っている以外のプラスアルファ、そういうものも含めての数が多くなったほうが、公募に応じる民間業者にもメリットがある、このように考えます。

調整の手法によって、これからPFI、いろいろ、先ほど町長が言いましたように、これから進める、入り口だよと。今、入り口だから、逆にそういうことを考えるべきではないかと。自主放送があることによって、その調整の手法によって、町内の他地区も含めて、また、そのやり方によっては、通常、下部の2,010軒、これだけの形の中での料金体制、少なければ当然、高くなります。物事そうです。少なくなったのも、それを、プラスアルファを勘案した中で、料金体系も下部地区のみならず、例えば、そういう形が可能になった場合には、中富についても、身延についても、やはり全体を含めた中で、価格設定が当然、できると思います。それは当然、安くなる。それから、町のほうで話をしていましたけれども、地域の町村との、

民間CATVの料金の体系に沿ってということ。しかしながら、自主放送があることによって、それは地域の他町村との違いがはっきりするわけです。そうすると、そういう料金体系のほうも、また別の方向で出てくるような気がしますので、ぜひ、そのへんも進めていただきたいと思います。

それと、時間がありません、最後になりました、9番にいかせてもらいます。

サービス内容等があるわけですが、これ、先ほど町長がおっしゃいましたように、一番入り口、確かに入り口だと思います。昨日の民間事業者とCATVの関連の地域情報通信施設整備運営事業の冊子の中にありました、今後の予定ですが、7月に住民への説明予定になっております。町のほうの考えとしては入り口ですから、これから、そういう説明をした中で、町民の方に理解していただこうと考えたと思うんですが、しかしながら私が思うのに、自主方針等に関する公表が6月の末にありまして、7月に住民説明。しかし自主方針等に関する質問回答公表、これもあるわけですね。だから、ある程度、なんか、自主方針等が決定されたあとでの説明で、町民の方々が本当に納得されて、理解をして協力をしていただけるのか、そのへんもちょっと不安になりますけれども、そのへんは町のほうではどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

PFI事業では、町からの要求水準等を提示した上で、事業者が提案を行い、最優秀提案者が町と契約のあと、事業に着手するという流れになっているため、事業実施までには、それぞれの段階で必要と思われる内容を、町民の皆さまに説明していく形となります。すでに3月、4月と、区長会で概要説明を行いました。6月下旬には自主方針の公表が行われますので、これに基づき、説明会を計画的に進めていきたいと考えております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ぜひ早い時期に、また今、おっしゃったように、今後、いろいろな手続きを踏まえた中でやっていくということなので、やはり説明を行って、町民の声を反映できるような、PFI方式の中身の検討だけではなく、町民の意見も検討した中で、この事業を進めていっていただきたいと思えますし、町民の意識調査、また意見集約、今の説明会では、当然そのことを明確に出さなければ説明会になりませんが、意識調査などであれば、何も難しい説明は、私は必要ない。実は町としては、こういうことを考えているんだと、皆さん、どう思うでしょうかと、そういう形でいけると思えますので、そういう方法も含めて、今後早急に進めていただきたいと思えますし、やはり町として町民あっての町だと私は考えておりますので、ぜひよろしく、今後ともお願いしたいと思います。ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で、松浦隆君の一般質問は終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。

ここで、一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をいたしたいと思います。

開会は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（松木慶光君）

それでは休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

次は、通告の2番は芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従いまして、質問させていただきます。

今回、一般質問要旨を提出いたしましたところ、政策室長および町民課長から、大変、詳細なデータをいただきましたので、それに基づいて質問を進めさせていただきます。

最初にお断りしておきますけれども、当初、下部地区の人口の減少、あるいは高齢者率の増加の原因がどこにあるのかということ考えた際に、合併の際にもいろいろと問題になったようでも、処分場問題が解決していないこと、あるいは市之瀬三沢バイパスが実現していないことなどが原因ではないかというふうに考えたわけですけれども、その後、データをいろいろ見る中で、どうやら、それだけではないということに気がきましたので、タイトルとは少々、異なる内容になるかも分かりませんが、質問をさせていただきたいと思えます。

6月1日発行の、広報みのぶ6月号の6ページ。トピックス、町の話題という欄に「新たな生活をスタート」という表題で保育所、保育園、小中学校の入所式、入園式、入学式の話題が掲載されております。皆さまのお手元に、一般質問用データ抜粋ということでお届けしてございますけれども、数字的には、このようになっております。保育所等が下部地区では7、中富地区14、身延地区34。それから小学校が下部18、中富29、身延50。中学校が下部12、中富30、身延60と、こういうことになっておりまして、その下に全人口とありますけれども、人口は下部が4,856人、中富4,077人、身延7,410人ということで、これは数字的に見ますと、下部が合計で37名、中富が約2倍の73名、身延は144名ということで、明らかに下部と中富の人口比というか、人口に対する割合が逆転しております。

私、これを見たときに、非常にこれは困ったことだなと。はっきり言って、そういう思いで、ちょっとショックを受けたわけですが、これが、先ほど申し上げたような理由によるものなのかどうかということで、政策室長、あるいは町民課長に、そのデータをお願いしたところ、その下にあります人口減少数、減少率、高齢化率というふうなことで、表になっておりますけれども、こんな数字が出ております。下部地区の減少率、これは平成12年から合併時から現在までの人口減少数と減少率ですが、減少数が下部357人で率が6.8、中富が260人で6.0、身延が501人で6.4、全体では6.4%ということですね。それから高齢化率でいきますと、これは平成12年と19年の数字ですけれども、下部36.5、中富35.3、身延29.8、全体で33.2。高齢化率が下部地区の高齢化率、これは19年6月1日現在ですけども、これは41.1ということで、4割を超えてしまいました。それから中富地区36.6、身延34.1ということで、全体でも36.8という超高齢社会ということになってしまっております。

それから最後の、一番下の年齢3区分別分布というところをご覧くださいますと、下部、中

富、身延、それぞれ15歳未満が330人、415人、789人。15歳から65歳の、要するに生産年齢人口が2,528人、2,168人、4,094人。65歳以上の老齢人口が1,998人、1,494人、2,527人ということで、この数字を見ましても、非常に下部地区の年少人口が少なくなっておりまして、老齢人口が非常に増えているということがお分かりいただけます。

こういう数字を見まして、非常に、私もショックを受けたんですけども、こういう現実について、私たち、一番基本に戻らなければいけないというか、この身延町第1次総合計画基本構想ということで、今年の3月8日に町から提出されまして、議決しているわけですが、この内容の中にも、やはり、このことが細かく記されております。ただし、現実こういうものを目の前にいたしますと、果たして何をどういうふうにしていけばいいのかというふうな具体策について、検討しなければいけないというか、考えていかなければならないと思うんですけども、このような現実を目の前にして、町長としてはどのようにお考えなのか。あるいは、具体的に何かから手をつけていこうとお考えなのかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

大変、難しい問題でございますので、ここで簡単に答えを、答弁させていただくというのは、いろいろと考えさせられるものがありますけど、まず第1に合併から一気に増えたというような感じで、芦澤さん、今おっしゃっておいででありますけど、やはり旧町時代からの、いろいろな政策的なものがあって、やはり地理的な問題だとか、いろいろな問題、多くの要素があって、じわじわときて、ここへきて、こういう格好になったということだけは、ご理解をいただけませんと、合併して、これだけ減ってしまったというような格好ですと、私どもも立つ瀬がないわけなので、具体的にはやはり総合計画でお示しをさせていただきましたような、一つひとつの施策をしっかりとやっていくことであろうかと思っておりますので、細かい点につきましては、今、ご容赦をいただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私の質問の仕方がちょっと、まずかったかもしれません。確かに町長のおっしゃるとおり、合併後にこのような状態になったというふうに、私も捉えてはおりません。むしろ下部地区の場合は、かなり前からの蓄積がございまして、昭和60年にはすでに年少人口と老年人口の合計が生産年齢人口を超えているという、そういう状況でございましたので、こういうことが、新たに合併によって生まれたというふうには、私も捉えておりません。

実際にこの、ただし、今のこの状況の中では、合併後の町の基本計画、基本構想というものに従って動いていくしかないというふうに考えておりますので、その点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長がよくおっしゃる、コミュニティーの形成ということでおっしゃっておりますけども、具体的にどんなふうな形でコミュニティーというものを考えていくのか。あるいは私自身としては、コミュニティーという言葉自体がちょっとなじまないかなというふうな気もしているん

ですが、要するに昔の各集落が、村からでき上がってきて、こういう町の形になったというふうに考えますと、コミュニティーづくりというのは、昔のような村づくりというふうに考えたらよるしいのかどうか、その点について、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

まさに村づくりだと思いうわけでございますけど、ただ、昔の集落というのは、人口構成が結構、今と違いまして、多かったわけでもございましたので、今はやっぱり、先ほど来、おっしゃっているように人口減少いたしておりますので、区長会ではよく、話が出るわけなんですけど、今年の区長会で身延の区長さんの数が42名でございますね、中富が32名、下部が72名ということは、区長さんという、1つの機能というものをどんなふうにお考えになっているのかなというのが1つあるわけで、前は行政連絡員という格好でもって、皆さん方が参画していて、それでは、要するに1つの集落として何かあったときに、例えば地震とか災害があったときに、その隣保の組の、要するに能力的なものというのは、ある程度、限定されるわけなんですよね。ですから、ある程度の大きい1つの塊がないと、いろいろな面で差しさわりがある。だから、でき得れば、組でなくて区としての、ある程度の要するに規模をおつくりいただきたいと。だけど、それは難しいと。とてもではないけど、そんなことはできないと。ただ、中富の皆さんにつきましては、32人に減ってまいりましたし、そして今年の区長会で、ある区長さんが区の統合を町が積極的に対応してくれと。ですから、今の区が小さくなってしまって、とても機能ができないので、統合して、ある程度の規模の区にしていきたいというようなことをおっしゃっているので、そういう面で、私の言うコミュニティーというのは1つの、ある程度のボリュームがある、要するに、ものがあるって然るべきかなと。条例等できちっと区の組織とか、機能とか、そういうものを皆さん方がきちっと納得していただいて、それぞれの町との共同事業等について、対応していただけるような形がほしいかなと。組ですと、なかなか、そういう格好にはいきません。そこらがコミュニティーという1つの考え方を、今まではしていただいた経緯でございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

確かに、町長がおっしゃるとおりですね。私が所属している常葉区というのは、全部で6、7組ですかね。その組にいくつかに分かれておりまして、たぶん、各組長さんが今回、制度改正で区長ということで参加しているということもあると思います。そういう意味では、コミュニティーをある程度の規模のものにしたいということは、非常によく分かる話でございます。それから、改めて基本構想の中をよく見ますと、要するに私たち住民が主体となって、その行政と共同していくということが基本になっているということがよく分かるんですけども、そういう意味でいきますと、コミュニティーを各地域で形成していくということに対して、今の下部地区の72という区をどのようにしていくのかという、具体的な方策のようなものはおありでしょうか。

○議長（松木慶光君）

芦澤君、悪いけど通告順に、全部なんだか分からないようになっていきますから、通告順に順次、ひとつやっていただきたいと思います。

町長、どうぞ。

○町長（依田光弥君）

具体的にとおっしゃっても、これは実質的に1つのまちづくりというか、そういうようなものは各、この組合から集落という格好で、昔から、この歴史とか風土とか伝統というものが培われてきているわけですので、一概にまとめると言われても、町としてはそうあってほしいとお願いをするところですけどね。

去年の下部地区の区長会のときに、バラバラで、区長さんとしておいでになった方、そして組長さんとして区長としておいでになった方とバラバラだったら、ある区長さんが「私はこんなところでもって付き合っちはられない、帰る」ということで、僕のところへ書類を持って返してきました。そこは5組ぐらいあるんですね。5組の代表として区長さんがおいでになった。ほかのところは組長さんが来ているのに、なんで、私がこんなところへと、大変立腹して、血圧が上がったのかなという感じで心配をしたことがございますけど、やはり自主的に各地区で、このことは地域審議会の皆さんもおいででありますからね。そこらは私どものほうで、こうしろああしろというのは難しい面もありますけど、でき得れば、そんな格好でお願いをしたいなど。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

このへんは、本当に私たちの自助努力といいますが、いろんな場所で、いろんな体制で努力していかなければいけない問題なんだということが、よく分かりました。

はじめの質問については、最後の西八代縦貫道促進期成同盟会ということについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

それで、これは西八代縦貫道促進期成同盟会というのが5月25日ですか、総会が行われたということですけども、これに議員がもちろん参加していることだと思いますけれども、もともとが下部町というか、下部の地区の住民が西八代縦貫道を主に利用しているということで、本来は下部地区の議員が参加することが、非常に意味があるんじゃないかと思うんですけども、これに参加している議員の名前と、それから今後、そういう下部地区の議員が参加する可能性というか、そういうものは考えられるのでしょうか、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

平成元年の発足以来、19年を迎えるわけでございますが、当時は・・・議長さんと副議長さんが構成メンバーになってございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

議長、副議長が参加されているということですが、下部地区の議員が参加する可能性というのはいかがですか。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

同盟会でございますから、市川三郷町と、発足当時は5カ町村あったわけですが、今現在、2町ということで、人も減っているということで、そのへんを含めて、また幹事会等で話をしてみたいと、こんなふうを考えます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

それでは次の、2番目の定住化促進対策ということでお伺いしたいと思います。

先ほど、下部地区のことでお話をさせていただきましたけども、今後の身延町再生ということのためにも、若者の定住化促進対策が必要であるというのは、先ほど申し上げました基本計画の中にも盛り込まれているわけですが、平成17年3月の議会におきまして、次世代育成地域行動計画策定地域協議会ということで質疑がありまして、子育て支援課長から行動計画を3月までに業者が策定し、3月末までには仕上がる予定であるという答弁をされておりますけども、この行動計画の内容と現状ということでお伺いしたいと思いますけど、基本構想の中にも一部、それにふれておりますけども、どのような内容であるのかということ、ちょっと簡単にご説明をいただければと思います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

お答えをいたします。

次世代育成支援対策推進法に基づきまして、本町の行動計画は身延子育て応援プランというふうな名前で、平成17年に策定をしたところであります。この行動計画につきましては、平成17年度から21年度までの5カ年間を計画期間としております。

平成21年には、この計画の見直しを行いまして、さらに平成22年から平成26年の5年間を期間として、さらに計画を策定する予定であります。現在、この計画が本町の子育て支援施策の指針といたしまして実施をされているところでありまして、具体的な事業の取り組みにつきましては、平成15年度に実施をいたしました、この行動計画の策定のための、平成15年度に実施をいたしましたアンケート調査から、そのニーズ量を推計しまして、平成21年度を目標に数値が掲げられているところであります。

具体的に取り組みの現状につきましては、放課後に両親が共働きのために、保護者がいないというふうな児童に対しましての安全と健全育成を目的とした学童保育事業、これにつきまし

ては保護者の要望が多く、21年度の目標値を上回る、現在、町内4カ所で実施をしているところでもあります。また学童保育時間の延長、あるいは長期休暇ということで、春休み、夏休み、長期の休暇につきましても1日学童保育の要望が多いために、今年度の春休みから実施をしているところでもあります。

さらに、今年度建設中の身延福祉センターの中に、学童保育室や児童館を併設しまして、子育て支援を、さらに推進をしているところでもあります。

また、保護者が病気等によりまして、家庭で養育ができない乳幼児に対しまして、保育所で一時保育というふうな事業があるわけですが、この一時保育事業や早朝保育、延長保育事業、これら公立、私立保育園ともに実施をしております、目標値を上回る実績を上げているところでもあります。

そのほかに21年度目標事業といたしましては、保育所までの送迎や閉所後の一時預かり等、育児について助け合うファミリーサポートセンター事業、それから不安や悩みについての相談、子育てのサークルの支援、気軽に集い交流できる場の提供等、地域の子育ての家庭に対して支援する地域子育て支援センター事業、さらに日曜日、祝祭日に保育を行う休日保育事業、これらが掲げられているわけではありますが、今後、事業実施に向けて、さらに検討していきたいと、このように思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

学童保育、それから一時保育、延長保育ということで、これらは目標値を上回っているということですが、そうしますと、今の答弁ではっきりしなかったというか、私がよく聞けなかったのかなと思いますけど、ファミリーサポートセンター事業と地域子育てセンター事業ですか、これは今のところ、まだ具体的には動いていないということですか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

ファミリーサポートセンター事業につきましては必要度が、要望等がありますので、今後、早い時点で事業を取り入れていきたいと、こんなふうに思っております。

さらに地域子育て支援センター事業につきましては、ただいまの身延保健センターの中に児童館が建設されますので、その身延地区につきましては、地域子育て支援センター事業は完成しますと、この事業は取り入れていけると思うわけですが、要望等を受けながら旧中富地区、あるいは旧下部地区なんかにもセンター事業が取り入れていければいいかなというふうな思いは持っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大体、分かりました。

次に平成17年6月の議会で、町営住宅236戸、県営住宅210戸の計446戸と雇用促

進住宅の60戸があると。定住促進のためには行政が土地を確保して、公営住宅の建設を進めるとともに、住宅団地を造成し、持ち家対策も進めたいというふうに答弁されておりますが、柿島町営住宅については、昨日の町長のごあいさつの中にもありましたように、19年度、20年度にかけて実施するというので、すでに、かなりの部分で進んでいるのではないかと思いますけれども、現在、どこにどれだけの町営住宅、県営住宅、雇用促進住宅があるのか。あるいは宅地造成につきましては、梅平の宅地造成分譲計画というのが柿島町営住宅の整備のあとに行われるという話ですが、梅平以外にも計画がございますかどうか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

建設課長・・・。

では、先に宅地の関係を。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、後半のご質問のほうにお答えをいたしたいと思いますけど、梅平とか、そういう宅地造成の件ですけど、一応、俎上に載せたいとは思っておりますけど、大変、財政面厳しい状況でありますので、今後の財政の推移を見ながら進めていきたいなと思っておりますけど、できれば、この優良な土地があれば、町民の皆さんにご協力をいただく中で取得をして、造成をしてまいりたいとは思っておりますけど、現状では、そのほかに計画は持ち合わせておりません。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

それでは、お答えします。

本町には旧中富町に7団地、それから旧下部町に2団地、それから旧身延町に7団地ということでございます。

現在、管理戸数が234戸となっております。うち政策空き家等を含めると、今現在は203戸が入居しているということになるかと思います。

なお、まだ空き家が9戸、その中に含まれているということでございます。

今、申し上げたのは、町営です。雇用促進については、ちょっとつかんでおりませんが、相又のほうにあるわけですが、確か50戸ぐらいあります。そして、しかも5階建てというふうなことでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

17年6月で町営住宅236、県営住宅210、それから雇用促進が60という答弁がございましたけど、これは、あんまり変化はないというふうに考えてよろしいですかね。

昨年、教育厚生常任委員会というので研修に行っていました。長野県の喬木村というところでは、1戸建て住宅を建設して、それを坪5万円の価格で分譲したということをおっしゃっております。これは坪単価でいきますと、普通25万円とか、40万円とか、ああいうふう

な、掛けようによってはいくらのほうへ掛けられるわけですけども、どのくらいの単価でやったのか、ちょっと、そのへんをお聞きできなかったんですけども、坪5万円の価格で分譲したと。インターネットで当然、配信して、こういう情報を流したところ、東京から移住してきた人もいるというふうなことでした。定住促進、あるいはIターン、Uターン、Jターンですか、そういうものに関しまして、あるいは団塊世代の退職後の移住に関しまして、前に同僚議員からも質問が出ているわけですけども、空き家の確保、それからそれらの住宅情報につきまして、インターネット等で配信しているということがあるのかどうか。あるいはもし、なければ、今後、そういう計画があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

空き家の確保については、町の取り組み方針を今現在、検討しているところです。それから決定しましたら、7月から区長さんをお願いして、空き家の情報の調査を開始したいと思っております。さらに空き家情報の収集について、広報に掲載して広く町民からの情報も得たいと考えております。

なお、登録された空き家についてはインターネットで公開していきたいと考えています。現在は、まだ公開されておりません。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

空き家情報データベースという、この輪島市のこういうものがあるんですけども、こういうものを参考に、ぜひインターネットで配信をしていただきたいというふうに思います。特に、これは喬木村でも聞いた話なんですけども、やっぱりトイレが水洗になっているかどうかという、このへんが非常に重要な要素のようでございますので、そのへんもぜひ、調査の際にお加えいただいて、できるだけ詳しく確認をしていただきたいと思います。

若者の定住促進ということで考えれば、当然、働く場所がなければということで、企業誘致の問題が出てくると思いますけども、基本計画の中でも、今度の企業誘致ということは非常に難しいんじゃないかということが読み取れるわけですけども、労働人口が確保できないような、そういう状況の中で、企業誘致の現状をどのようになっているのかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

企業誘致については、県でも産業立地室を新たに設けるなどしておりまして、積極的に推進を図りたいという姿勢であります。中部横断道の廃土処理とともに、県とも協議して、工業団地を造成したいという希望を持っております。

国内企業の企業立地に関しても最近では積極的になっておりまして、中部横断道の完成を見越しての企業誘致も考えられるのではないかと考えております。

なお、リスパックの親会社であります、岐阜プラスチック工業株式会社から工場を建設したいということで、現在、相談を受けている状況があります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

以前、ニプロの工場誘致について関係者に伺ったところによりますと、身延に工場を造っても、そこで働く人がいないということでは困ると。若い労働人口がないと、工場を造っても運営ができないということをおっしゃっておられましたけれども、実際、今、そういうことだと思います。労働人口が確保できなければ、工場を造っても、それが運営できないというふうな状況では困りますので、今のリスパックの関係は何名くらいの、どういう業種の人をというのは、今の段階では分からないと思いますけれども、この労働人口を確保するような、何か方策と申しますか、そういうふうなことを考えておられるかどうか。これは当然、定住促進にもつながる問題でございますので、具体的な方策がございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

労働人口の確保につきまして、今のところ具体的に、どちらが先で、どちらがあとかということ、工場がないから人が残らないのか、人が残らないから工場が来ないのかということなんですけど、今のところ身延高校とか、工業団地へ行きまして話を聞いてきましたら、身延高校へ募集をかけても1人来てくれるかどうかというふうなことで、進学希望が強いということで、実際のところ残ってくれないというふうな状況になっております。それに対して、町でどういうふうにしていくかということ、今、考えている最中ですので、すみません、回答になっておりませんが、そういう状況です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今年度から企画財政課から政策室が独立いたしまして、室長以下、意欲満々で業務で取り組んでおられることだと思いますけれども、今後、若者の定住促進のための方策ということで、今のところ、具体的に方策はないというようなことでございますけれども、ぜひ意欲的に取り組んでいただければと思います。

続きまして、3番目の質問に入りたいと思います。

平成の大合併以後の早川町との合併、あるいは峡南市構想などについては、昨年6月議会で同僚議員が一般質問を行っております。今回、改めてお聞きするのは、つい先日、5月28日ですけれども、議員研修がございまして、その講演の最後に講師から身延町と早川町との合併はどうなっているんだということ、われわれ議員に質問があったんですけども、議員の立場としてはなんとも答えようがないということを痛感いたしましたので、町長の現在のお考えを、道州制等を含めまして確認をしておきたいと思っております、質問させていただきます。

はじめに道州制について、お伺いしたいと思います。

国は地方分権の大前提ということで、道州制の導入を考えているようでございますけれども、

民主主義の先進国といいますが、アメリカとかフランスとかイギリスとか、そういうところで実施されているということで、それを導入するという、そういう安易な考え方ではないと思いますが、江戸時代から続いてきたといってもいいような中央集権体制から、急に地方分権になったほうがいいよというふうに言われても、簡単に移行できるものではないと思いますけども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、難しい話なんですけど、基本的には、僕は道州制については賛成という考え方を持っております。やはり、今の国の中央集権的な制度の中で、いろいろなことで矛盾やら何やら感じるところがあるわけございまして、道路問題にしても甲府の河川国道事務所で、ことが足りることもありますし、それでこと足りなければ関東地方整備局へ行かなければならない。それかまた、本省の国土交通省ということで、大変、要望活動をするのにも、すごく煩雑といいますが、そういう面がございまして、道州制になれば、関東地方整備局は州の中へ組み込んでいくような話は聞いておりますので、そうなりますと、いろいろな今の中央との権限が地方のほうへ移っていくわけで、地方分権が進んでいくのではないかなと思いますし、それと同時に今、県の果たしている役割は何なのかなということになりますと、やっぱり道州制になりますと、県は今の機能を自治体のほうへ移すか、それとも州のほうへ移すかというような格好になるわけございまして、やっぱり身近な医療だとか、教育だとか、道路整備だとか、そういうような住民の皆さんに身近なものをやっぱり、地方自治体でもってやっていくことが、まず第一だろうと思いますし、それに、その地方自治体がそれなりの力を持っていくことが、今回、合併をした1つの大きなウエイトになるわけですけど、ただ、今の状況ですと、要するに総論は賛成でございますけど、各論にいくと、なかなか地方自治体の、要するに財政力だとか、行政能力だとか、そういうようなものがまだまだ、道州制に移行するような形になっていないのが現状だと思うんですね。

ですから考え方とすれば、道州制は歓迎をさせていただきますけど、国のほうも今、去年の2月ですか、地方制度調査会のほうから、一応、道州制は好ましいと、ぜひ実施をすることをということで提言があるわけございまして、ただ実際に、それではこれをやっていくのにどうなのかなと。国自体もなかなか、その整理がつかないような状況でありますので、総論賛成、各論になりますと、おかしな格好になるということですから、道州制については、私どもの力をもう少し、きちっと溜めていかないと、本来の道州制の1つの原則的なものになかなか移行できないのではないかなと、そんなふうに思います。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

その道州制の基本的な部分というか、道州制を推進するためには元になる自治体というのが必要というか、そこから、それをまとめたものが道州制というふうな形になるというふうにご考慮しておりますけども、広域的に連携を要する問題については、州が扱うと。今、町長がおっしゃったように、住民に非常に密接な関係のあるものは、市で扱うということで考えていく。それが最終的には道州制という形で集約されることになるかどうか、ちょっと今のところまだ、非常

に流動的といいますか、そういう状況だと思いますけども、その道州制ということの前提として、峡南市構想というものがあるというふうに理解しておりますけども、町長、峡南市のような広い、広域的なくくりが、果たして住民にとってプラスになるか、検証する必要があるということで、各集落単位の小さなコミュニティがしっかりと機能していくような状況づくりをして、はじめて大きな将来的なまとめができるというふうに述べていらっしゃるんですけども、これはこういう考え方が今も変化はないということによろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

結論から言えば、ないということでございますけど、広域で、今、峡南市という構想は、もちろん、今回の平成の大合併の中で、いろいろ段階的に合併をしていくのには、最終的には峡南市が一応、合併の集大成ではないかなということでもありますけど、ただ、今、鯉沢町と増穂町もまだ、合併がなかなか進まないし、早川町さんもそういうような気運がないわけでございます、例えばの話でございますけど、富士川地域身延線観光振興協議会というのが立ち上げて、今、一応、事務局長でいっておりますけど、ここの事業を進めるにあたって、なかなか温度差がありまして、身延は一生懸命でもって観光観光でやっているんですけど、こういうことをここで言うのはあんまりうまくないんですけども、ほかの町では、ちょっと私どもと、また、温度が低いなということ言うと怒られますけど、そういうような感じなんですよね。

ですから、この間も、それでは、この振興協議会を今からどうしていくのかなと。機能を果たさなかったら、これはいけないではないかなというような話が、ちょっと持ち上がっておりますけどね。とりあえずクラフトパーク、富士川地域地場産業振興センター、こどもやはり身延が中心で、あれは平成元年に設立をされたんですけど、あの当時は、市川大門町は碑林公園を造ったり、三珠町はお城を造ったりして、地域振興と言ってはおかしいけど、せっかくあそこへまとめて、峡南地域のいろいろな産業の振興だとか、観光とかをやろうというような意欲があって造ったと思うんですけど、だけど、なんかそれぞれの町で、それぞれのものを造って、結局、バラバラになってしまったという経緯がありますけどね。

今、やっぱり、そのことを反省して、やはり峡南地域はいろいろな面でまとまってやらなければならないのかなと。広域行政もそうですし、峡南衛生もそうですけど、とりあえず、その峡南市というような1つの構想の中で、今の広域でまとめられている、いろいろな事業や組織等をもっと集大成をしていくということは大切だなと思っておりますけど、まだ機運が熟していないので、拙速でやりますと、またお叱りを受けるわけで、そんなところで、もう少し熟慮をしてやらなければならないのかなと思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

最後といいますか、道州制、峡南市、それからその前に早川町との合併ということがあると思うんですけども、この合併につきましては、私も早川町長とも直接お話ししたこともありますけれども、どうもあくまでも単独でいくということが、あまり変わっていないというふうな気がするんですけども、その後、県知事が替わったこともあって、状況の変化があったのかどうか。町長も、ここではそんな、発言しにくいというふうなこともあるかも分かりませんが

も、合併の可能性についてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

可能性についてというのは、難しいんですよ。これは結婚と同じで、相手はその気になってくれなければ、こっちがいくら好きでもどうにもならない面もあるわけで、また、あんまり好きでない人と一緒になるというのもなかなか難しい面もあるわけで、そこらへんは時の流れの中で、いろいろ政治的やら行政の流れが進んでいく中で判断はしたいと思うんですけど、ただ飯富病院なんかは、早川町と私どもの町と、一応、一部事務組合で構成をしているわけですが、分担金負担金の比率は、今日は伊藤議長さんもおいででございますけど、身延が大体75%ぐらいで早川が25%。そうすると、やはり、これは合併したと同じような感じですよ。一部事務組合。だから早川町は、正直なところ言って、飯富病院の経営については、身延町と一緒にしたことによって、ずいぶんとメリットはあったと思うんですよ。

だから、そういうようなことも考えていただければどうなのかなという感じもいたしますけど、ここは政治的な問題でなかなか難しい問題ですから、確答は避けさせていただきますけども、あちらの気持ちがどういう格好か、きちっとお聞きをして、そのあとで判断をさせていただきたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

時間の関係で、ちょっと最後の医療関係奨学金制度創設についてということは、ちょっと、これは取り下げをさせていただきます。

今、いろいろ町長からお聞きした中で、この広域の問題ということで、いろんな身延町の負担が非常に大きいという部分が結構、いろんなところであると思うんですけども、そういう負担の問題については、これはもう、これ以上、改善といえますか、これは峡南衛生組合ですとか、飯富病院ですとか、いろんな、そういう広域でやっている部分について、身延町が背負っている大きな負担を軽減していくということは、これはもう、無理なんでしょうか。その点について、1点だけ。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

これはケース・バイ・ケースで違ってくるわけなんですけど、飯富病院の場合は、これは議会、飯富病院の一部事務組合の議会の皆さんが、この比率についてはお決めにいただいたわけですので、そこらへんはどんなふうな格好で、合議をされて決定をされたのか。大体、数値的なもので計算がされているということでもありますけど、ここらは、まだまだ検討をする余地があるのかなと。今回、これはまだ、事務局サイドだけで、一応、話し合いの中ですけど、飯富病院の組合議会で、この病院の、要するに改修・改築について、今、病院側で話が持ち上がっておりますけど、要するに工事がどの程度の規模でおやりになるのか、まだ手の内は、僕らにもまだ見せておりませんから、この間の正副組合長と課長会議の席上で、僕ははっきり申し上げておきました。ともかく、もうすでに設計業者がその席へおいでになっているんで、びっ

くりしたんですけどね。基金で賄ってくれと。私どもには、それ以上の負担は不可能でありますよ。これはうちの町の議会でもって、ご理解をいただけないような状況であるので、要するに基金、今、10億円近くあるんですが、その基金の中で納めていただきたいということは、そこではっきり言うておきましたけど。

ですから、この案分につきましては、まだ、それぞれの立場でもって、一応の話をする可能性とか、そういうものはあるかと思えますけど、これは議会の皆さん方でお決めにいただくことですから、あんまり僕らがどうのこうのというわけではございません。

それと、あと峡南衛生でございますが、これはゴミとか、し尿とか、火葬の場合の持ち込みのいろいろなボリュームによって決まっているわけですから、それで負担金が出てくるので、身延が余分に負担するということはないと思えますね。ですから、それははっきりと量で、一応、単位あたりの料金が決まっておりますので。ですから、それは別に身延が多く出しているというようなことはないと思えますし、また、今度もその方法で変わりはないと思うんですよ。

あと広域でございますけど、広域はやっぱり、お互いが均等割だとか平等割だとか、そういう規約できちっと詰めておりますので、身延だけが大きく負担をするというようなことは、今、ないと思えますし、議員の皆さん方、おいでになっておりますので、そういう面では今後とも変わりはないのかなと、そんなふうに思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

以上で、質問を終わらせていただきますけれども、はじめにも申し上げましたように、今の、こういう状況の中でございますので、もちろん町長をはじめ、町の行政機関が当然、この基本計画に則って、いろんなことを進めていただくわけでございますけども、われわれ議員といたしましても、各地域において、いろんな住民の意見ですとか、あるいは住民との対話ですとか、そういうものを進めていく必要があると、そんな中でコミュニティーを形成していくという努力を進めていきたいと考えまして、以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

次は、通告の3番は望月広喜君です。

望月広喜君、登壇してください。

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

先に通告しておきました4点について、お伺いをいたします。

まず最初に、特別支援教育支援員制度について、お伺いをいたします。

平成19年度から特別支援教育支援員制度がスタートしました。文部科学省では、障害のある、すべての幼児、児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育の推進をしています。特別支援教育は障害のある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童生徒、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するために適切な指導およ

び必要な支援を行うものである。

特別支援教育支援員の配置に必要な経費は、約250億円。特別支援教育支援員を平成19年度は2万1千人、全国で70%配置の予定で、20年度は3万人として、100%の配置の予定だと、いろいろ書いてあったんですけども、時間の都合で、ここは割愛させていただきます、まず1点、お伺いいたします。現在、身延町内の小中学校の普通学級において、特別支援教育を必要とする児童生徒、何人程度いると把握しているのか、お伺いをいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

必要とされていますのは児童が11人、生徒が4人の合わせて15人です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

この教育支援員制度は、身延町内でいつからスタートするのか。それと、もう1点。平成19年度は70%の配置の予定だということだが、小中学校どこへ、何校の配置を考えているのかお伺いをいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

先ほどのご質問にありましたように、250億円とか、2万1千人とか、3万人とかというふうなことの、こういう制度を実施するという予定が出されたのは去年の末でありましたが、その後、動きが止まっております。この5月の下旬になりまして、文部科学省と総務省の協議がやや進みまして、本年度は19年度については、70%を措置するというような通知がまいりましたが、まだ具体的なものがきておりません。

県の担当にお伺いしましたところ、詳細につきましては、7月に入ってから明らかにされるというようなことでありまして、このため、今は教育委員会におきまして、先ほど言いました必要とされている児童生徒の状況が、どういうところにおかれているかというようなことを詳しく調べたり、あるいは詳細が分かった時点でスタートに必要な人材、どういう人をあてようかというようなことで、現在は準備をしているような状況であります。7月に入って具体的なものが出た際に、9月の議会において予算の補正をお願いして、そこからスタートをしたいというようなことで考えております。

それから2点目の、70%の配置というようなことでありますが、現在、これを要望しておりますのは、全14校のうち12校で手を挙げております。その70%が県のほう、先ほど申し上げましたとおり、明らかではありませんので、学校設置数の70%なのか、手を挙げているうちの70%なのかということが、まだ具体的なものが出ておりませんので、先ほど申し上げましたとおり、7月に入って、明らかにされたときに対処してまいりたいと思います。

今の時点では、そのへんまでしか言えないわけではありますが、一応、地方財政措置の具体的なものが出た際に、スタートの時点、それから何校に配置するかということについて、決定をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

それでは、次に支援員は教職経験年数5年以上ある者、また障害のある幼児、児童生徒の教育経験年数が3年以上ある者、または研究活動に参画できる資質・能力を有した者であるとも言われているが、現在の学校に在籍している教員をあてるのか、それとも経験のあるOB、外部から公募してあてるのか、1点お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

質問通告をいただいた際に、県の担当にいろいろお伺いをしました。そうしましたら、県の担当のほうも、今、ご質問にありましたように5年以上とか、障害のある児童生徒を教育経験3年以上とかというふうなことは承知をしておりますので、かえって県のほうが、そんな情報があるということでありがたいというようなことを言っていたわけではありますが、そんなことで、現在は、その資格要件がどうであるかということについては、県のほうも承知をしておりますので、私どものほうも承知はしていません。

いずれにいたしましても、注意欠陥多動性の児童とか、そういう者を相手にする特別支援教育支援員ということですので、それなりのなんらかの資格要件というものが必要になってくるだろうと思っておりますので、そういうものについては、それなりに発掘をしてみたいと思います。

それから質問の後段にありましたように、在籍している者をあてるのかということではありますが、人材につきましては外部から発掘をして、その者を活用していくということになります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

最後、あと1点お伺いをいたします。

財政措置は地方交付税の積算であると、100%、国からの財源ということであるが、この財源をほかの事業に活用した場合は、教育委員会とはどういうふうな措置をとる考えがあるか。例えば学校、うちの学校ではこういう生徒がいらないから必要ないと。だけど、20年度には100%配置するというようなことで、国からの費用がくるかと思うんですけども、そのことに使わずに、ほかの財源に充てた場合はどんなふうな措置をとるのか、お考えをちょっとお伺いします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

その財政措置につきましては、今、ご質問をいただいております特別支援教育支援員の設置についてというようなことで財政措置がされますので、教育委員会としては、その全額がそれに有効に使えるように、財政当局と折衝してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

次に入ります。

スクールカウンセラーの活動の実績について、お伺いをいたします。

中学校におかれて、心の教室相談員の制度が廃止し、スクールカウンセラーを中学校に派遣し、学校内だけでは解決しがたいいじめや不登校等について、児童生徒のカウンセラーや保護者への助言、補助および教職員の指導にあたる等について、アドバイスを行うということのようですが、派遣を希望する公立小中学校および県立高等学校の特別支援学校等へ県教育委員会で委嘱し、スクールカウンセラーを派遣する。

スクールカウンセラーの資格は、財団法人 日本臨床心理士資格認定協会の認定にかかる臨床心理士および精神科医などが児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験・知識を有する者をスクールカウンセラーとして、県が派遣をする。

身延町においては18年度から県派遣が2名、町単独で1名、計3名で対応しているが、19年度から県の派遣が1名増えて4名で対応していく。心の病気を発症するピークが中学1年生であるという調査結果に基づき、小学校の時期から対応する必要があるといわれている。ちょっと、つながるか分からないけども、ここを割愛したからあれですが、そこで1点、お伺いをいたします。

心の病気は、小学校時代の小学校の時期から対応が必要とされているが、スクールカウンセラーの小学校への派遣を考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

県の教育委員会ではスクールカウンセラー取り扱い要綱、それからスクールカウンセラー配置要綱、養成訪問によるスクールカウンセラー活用実施要綱というものを定めまして、手を挙げた学校にスクールカウンセラーを派遣しておりますが、県の予算もありますから、すべてというわけにはまいりません。

平成19年度におきましては、県下の公立小中学校、それから県立高校、合わせて104校に派遣がされておまして、中学校につきましては併任で、すべての中学校に派遣がされておりますが、小学校につきましては県下で大規模な、教諭が25人から30人規模、例えば、この近くでは増穂小学校などに県下で2校だけしか派遣をされておませんが、小学校からも派遣を希望する学校がたくさんあります。

今、ご質問がありましたように、いろいろなカウンセリングが必要とされるのは、低年齢化をしておりますから、やはり小学校の時代からの、こういうものの派遣というものが必要だろうとは考えております。

現在、本町におきましては、今、ご質問にありましたように、県から3人、それから町単で1人が中学校に所属してスクールカウンセラーの活動をしておりますが、これまでの事例で、その小学校において、やっぱりそういうことで相談が必要な時期、事例がありましたので、現在、本町の中学校に派遣をされているカウンセラーを、小学校で有効に活用したというような

事例がありますので、引き続き派遣を要望はしてまいりますが、当面は、現在、派遣をされていますスクールカウンセラーを小学校においても有効的に活用して、教育相談体制を充実していきたいということを考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

この質問をするのに、支援と、またカウンセラーとのいろいろ資料を集め、読んでみたんだけど、なんとも素人ではちょっと分かりにくい、また同じようなことが繰り返しているような感じがするんですけども、そこで1点、お伺いします。

スクールカウンセラーと特別支援教育支援員の仕事の内容の、どこがどう違うのか。ちょっと1点、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

スクールカウンセラーは学校に配置をされて、カウンセリングを行うということですが、児童生徒への相談事に対してお答えをするようなこと。それから、そういう子どもを持っている保護者、それからそれを指導する教職員に指導・助言を与えるというようなこととあります。特別支援教育支援員というのは、特別支援教育が必要な、子どもたちに教育をする際の教職員の支援、それから、もちろん当該本人の心配事、悩みにも直接当たるといったことがありますが、そのようなことで一方はカウンセリングを行う人材、それでもう1人は教育を支援するものというようなことで、大まかに分けられると思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

特別支援員ということで、非常に分かりにくいと思うんですけども、学校教育法が改正されて、それまでは特殊学校、特殊学級、それから県立の場合には盲学校とか、ろう学校とか、そういう形と呼んでいましたけども、今までは、例えば特殊学級という場合には、学校の中にそういう遅れた子どもがいた場合には、特殊学級という学級を据えて特別な教員が、そこに配置された教員が教育をなさっていくという形ですけども、特別支援という形は、そういう特別な教員が、そこで教育にあたるというのではなくて、全校の体制でもって、そういう子どもたちを支援していくと、補助していくという形に考え方が、まったく根本から変わったということで、名前も特殊学級とか、特殊学校とかという言い方から特別支援教育という形に変わったということで、非常に特別支援とか、カウンセラーは非常に分かりにくいと思うんですけども、旧来で言う特殊学級、盲学校、ろう学校、そういうものの、考え方が変わったということで名称が変わったというふうにご理解いただければいいと思います。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

それでは、3点目に移ります。給食費滞納問題について、お伺いをいたします。

ここ数年、全国的に学校給食費の滞納、未納が増していると。全国で未納額は22億円、山梨県内での未納額が1,500万円とも言われている。夕べもテレビでやっておりましたが、宇都宮市では滞納者に連帯保証人を立ててほしいと、保護者に求めていると。新潟市では、先に給食券を買っていただくという手はずもとっております。笛吹市では、中学校では給食を希望すると申込書、確約書を書いていただくという手段をとっています。払えるのに払わない人、義務教育だから給食費も無料にしてほしいという人、携帯電話に4万円も支払っているのに給食費を払わない親もいるという、これはあくまでもメディアからの情報ではありますが、学校給食費は児童生徒の成長に合った栄養バランスを栄養士さんが考え、児童生徒の体のために一生懸命作って、小中学校に配食しております。

身延町内においても、最近、滞納者が出てきているようです。給食センターの所長さん、頑張っている所長さんもあり、未納額がないセンターもあると聞いております。この問題は守秘義務もあるだろうし、プライバシーも損なわない程度で結構ですので、お答え願いたいと思います。

そこで、1点、お伺いします。

小中学校で、滞納数は何校あって、滞納金額はどのくらいあるのか。

あと1点、滞納されている給食費の徴収をどう処理していくのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

18年度の給食費についてですが、この5月31日日出納閉鎖になりました。そこで把握した数字であります。下部地区におきましては、現在、小中合わせて4校ありますが、そのうち3校に滞納があります。3世帯で、件数といいますか、月数でいきますと28月で、13万300円です。それから中富地区におきましては、小中学校合わせて4校ありますが、滞納額はありません。身延地区におきましては、小中学校合わせて6校ありますが、6校すべてに滞納がありまして、32世帯、171月、73万7,500円という数字であります。18年度の給食費についての滞納の状況です。

それから給食費の徴収をどうするかということですが、給食費は学校給食法に基づいて、人件費とか施設にかかるもの以外のものについては、保護者の負担ということが規定をされております。

例えば5月の給食費であります。5月の中旬に各金融機関に引き落としを依頼します。今、すべて口座引き落としになっておりますから、口座引き落としを中旬に金融機関に依頼をします。金融機関が、その5月分については5月中に引き落としをして、6月の中旬に引き落とし状況の報告があります。そうした場合には、一部、未納者といいますか、引き落とすことができなかったというようなことの事例がありますと、それを受けて、その月の中旬、6月の中旬に本人に1回目の督促をしていきます。そのようなことを繰り返していくわけですが、例えば何月も重なった場合については、令書の発送以外に電話で納入についてもお願いをしていきますが、それがさらに累積をした場合には、担当が訪問をして、その場で納めていただくというか、

預かってきて、それから会計課のほうにいろいろというようなことで、現在、滞納額の整理については、そのような方法をとっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

払えるのに払わない人、また払いたくても払えない人という人もあろうかと思えます。また、そういう人にも特別、町としても、教育委員会にしても、配慮はする必要があるかと思えますが、この点は守秘義務があると思えますので、あんまり深くは追求をいたしません。これで終わります。

それでは4点目。各区から要望事項の対応について、お伺いをいたします。

新年度がスタートし、各地区ごとに要望事項があがってくる。新町になってから、要望事項を提出し、お願いしても実現しない個所が数多くあると言われている。財政が厳しい折、地域の住民の手でできる個所は、地域の住民の力で対応することが必要だと思う。また、地域住民の力ではどうにもならない個所があると思えます。安心して生活できる環境づくりをしてあげないと、過疎化が進むばかりだと思えます。

5月に西嶋区で要望している個所、地域住民の手で一時しのぎの工事をしました。完璧とは言えないが、一応、車が通っても音は静かになったと。町内全体で450カ所と要望事項も多くて、大変なことだと理解をしています。緊急度の高い個所等を調査し、予算配分等も考慮し、積極的に予算計上をお願いしたいと思います。

そこで1点、お伺いします。

重要個所、緊急度の高いところ、予算配分等も考慮し、今年度、何カ所予定しているのか。また、続けてお願いします。18年度は何カ所、工事済みなのか、両方合わせてお答え願いたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ご答弁を申し上げます。

全体で447カ所の要望がございまして、先ほど、議員さんと若干、数字が違いますが、建設関係が272カ所、それで平成18年度に対応させていただきました37カ所、それから19年度で予算計上し、工事等をする予定が18カ所と、こういうふうに数字的にはなっております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

昨日、町長のあいさつの中で、台風や地震等の災害に強い地域づくりを進めたいという、あいさつがありました。どうか住民のために、住民の要望にぜひ応えていただきたいをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で、望月広喜君の一般質問が終わりましたので、望月広喜君の一般質問は終結いたします。

ここで昼食のため、休憩いたします。

開会は、午後1時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

○議長（松木慶光君）

それでは、開会いたします。

一般質問の前に、先ほどの芦澤健拓議員の質問に対する答弁で、建設課長より訂正をしたいということでございますので、訂正をいたします。

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

先ほどの芦澤議員さんの答弁の中で、雇用促進住宅の戸数を50戸と申し上げましたが、60戸の間違いでございます。訂正させていただきます。

それから県営住宅は6団地の210戸ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

それでは、一般質問を行います。

通告の4番は、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は3点について、お尋ねをいたします。

まず1点目、投票区・投票所の再編後についてということで質問をいたします。

まず第1に投票の状況についてということなんですけれども、再編後初めての選挙が4月8日に執行されました。県議会議員選挙ということでありましたけれども、その投票の状況、それから投票率含めて、どのような状況であったかということでお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

お答えをいたします。

4月8日執行されました、山梨県議会議員一般選挙から投票区・投票所の再編を行いました。初めての新しい投票所での投票でございましたので、選挙管理委員会といたしましても、選挙執行に不安もありましたけど、特に混乱もなく、無事終了することができました。

投票率につきましては、全体で72.23%という結果になりました。特に1月に行われました知事選のときは45カ所ということでございましたので、ちょっと比較をしてみますと、知事選が78.32%ということでございますので、6.09%下回ったということでござい

ます。これをちょっと分析するのも難しいわけですが、再編後初めてということで、やはり影響があったと感じております。この選挙への関心度ということもありますが、やはり再編後初めてということで、若干、投票率が落ちたということは認めているところでございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そして、その投票の状況ですね、これは選挙結果ということで投票率が若干、6.09%下回ったということもあるんですけども、やっぱり投票所が遠くなったと、そういう方たちの様子というか、ご意見なんかは伺ったり、調査したりしているんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

特に調査というものはしてございませんが、投票所の担当者に聞きますと、1、2、そんな意見も投票所へ来て、そんな意見を出した人もいたということは事実なようでございます。特に旧投票所へ出かけたという人も1、2あったようでございますが、防災無線等で周知を徹底いたしましたので、そんな混乱もありませんでした。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

やっぱり再編後、どういうふうな状況なのかということで、私もとても心配になりまして、各地区、いろんなところに調査に行きました。ほとんど同じような回答が返ってきたんですけども、下部地区のある集落では6戸、9人のうち3人しか、今回は投票に行かなかったと。今までは行っていただけれども、今回は遠くなったということで行けなかったということです。やっぱり、その中で車を持っている方、年々やっぱり高齢化ということで車を持っている人も少なくなる中で、やっぱり車を持っている方ばかり頼るわけにはいかないということで、尊い一票だから行使したいけれども、行きたくても行けないという声がありました。

中富地区のある集落では、今までは野良着で気楽に行けたけど、今度は遠くなったから、そうはいかなくなったということ。それから障害を持っているが、今まではなんとか歩いて行けたが、今度は遠くなって、歩いては行けないので、本当に残念だけど棄権をしてしまった。それから誘ってくれる人がいたから、投票は今回できたけれども、いつもは頼めない。

それから身延地区のある集落では、投票所がなくなり、今まで集落の入り口と投票所にあった掲示板が1枚もなくなって、誰が立候補しているのかさえ分からなかった。年をとっているので遠くまでは行けない。こういうような状況で、共通している部分も、いろんな地区、いろんな個所で、集落でありましたけれども、これが主な状況ということで、調査した結果です。

前日も期日前投票ということで、それも進めたいし、それから町長、この前、私の答弁で、高齢者や障害者には、法に触れない範囲でサポートしたいということで、バスも日曜日だったけれども、運行していただいたけれども、本当に乗る人も2、3人だったという状況も聞きました。

こういう状況だったんですけど、私はやっぱり、課長みずからでもそうですけども、やっぱり、今回、再編してどうだったのか、やっぱり住民の皆さんがどうだったのかという声をぜひ

聞いていただきたかったなというふうに思っています。そういうことによって、では、これからどういうふうにしていけばいいのかということにつながっていくと思うんですね。

だから、投票率も下がって、期日前投票、これも今まで期日前投票に行ける人は行っていたんですね。デイサービスを利用したり、いろんな機会を利用したりして、行ける人は行っていたんです。だから、いくら期日前投票に行ってくださいといわれても、今まで行ける人は行っていたので、今回、呼びかけたけれども、若干、この期日前投票も知事選に比べて少なかったという現状が出たと思うんですね。そういう努力をされた、バスもそうだし、努力をされたことも認めますけれども、やっぱり住民が投票したくてもできなかったという現状があるということは、やっぱり、しっかり、きちんと調査する中で、これからどうしていいかということに私はつながっていると思いますので、なんかやっぱり、改革なりいろんな制度が変わったときには、やっぱり町民の実態はどうなのかということをきちっと把握して、では、どういうふうにしていけばいいのかということをきちんと、私は把握していただきたかったと思いますけれども、投票所の中では、そういうのはあんまり、混乱はないというふうにおっしゃったんだけど、そういうところは出てこないというふうに思います。

今、私が各集落の声を聞いたのを発表したんですけれども、これについて、どういうふうなお考えなのかということ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。町長、お願いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

このことは、いろいろな皆さんからご意見やご提言は頂戴をいたしておりますが、とりあえず、この間、地域審議会のご委嘱をさせていただいて、各地区の地域審議委員会の皆さん方、一堂に会されて、この話が出てまいりました。ですから私どもも、このことについては、一応、いろいろな面に対応はしてまいりたいなど。鋭意、具体的な検討はさせていただくわけですが、昨日の質疑の中で、公共交通機関のお話がちょっと出ましたけども、要するに、できれば、昨日はコールセンターみたいな格好で、一応、システムをつくって、そこでいろいろ、住民の皆さんから直接そこへ、要望等について、足の確保をというようなことで、できれば対応したいなと思っておりますので、これは選挙のことで、公職選挙法に触れるか、触れないか、微妙な面もありますから、できるだけ触れないような格好でもって、そういうことは行政としても対応していきたいなということ具体的には考えておりますけど、そこらはまだ検討中でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

3回ですので、次に移ってください。

○13番議員（渡辺文子君）

今後の課題ということで、今、町長からもお答えがありましたけども、コールセンターということで、これは選挙に限らず、住民生活の足をどう確保するかということで、これがきちんと行き届いていれば、少しは解決の方法になるのかなとは思いますが、やっぱり高齢者とか、それから障害者とか、今まで近くて行けたけれども、遠くなったら行けないという形をどうするかという、今後の課題ですね。このことについて、先ほどおっしゃったコールセンター以外には、投票率も下がったという、こういう状況の中で、今後どういうふうになら

とされているのか、国民の投票する権利をどういふふうには保障するために努力をされようとしているのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

確かに住民の皆さんの声だということはよく分かるんですけど、やっぱり具体的に、僕らに対応していかなければならないと思うので、抽象的な、この感じでもって、福祉のことから、いろいろのことが出てくるわけでございますけど、やはり行政とすれば、ちょっとケース・バイ・ケースでいろいろあるわけでございますから、そのことをきちっと対応していくようにはいたしたいと思うので、今、渡辺議員がおっしゃるのは、もう1回再編をしろというように聞こえるわけでございますけど、一応、これは選挙管理委員会の所掌でございますので、私たち行政がうんぬんというわけにもまいりませんから、これは選挙管理委員会の皆さん方がどんなふうにお考えになっているか、そのことは渡辺議員のお気持ちは伝えておくようにはいたしたいと思っております。私どもとすれば、できるだけ、きちっとした対応はそれぞれケース・バイ・ケース、きちっと把握をして対応していきたいなと思っております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

ケース・バイ・ケースで、一概にこういふふうには言えないのは、もちろん分かります。だけれども、やっぱり、声が多かったのは、行きたいけれど行けないという方たちを、ではどうするのかというふう考えた場合、私はやっぱり、最善の解決方法というのは投票所の数を元に戻すことではないかなと思っております。そうすれば、今まで歩いて行けた方が行けるし、もちろんそれは、町だけで決められることではないですけども、やっぱり今まで投票なさった住民の皆さんや、それから審議会の皆さんや、いろんな方から声を聞く中で、もう1回考えるべきではないかなと思っておりますけども、やっぱり、そして、そのことというのは、私は投票する権利を奪われた住民の強い要望だというふうに思いました。こういうふうには各集落、いろんなところをまわってきて、今、投票所を統廃合するのではなくて、こういう時代だから、もっと分散をさせて、もっと身近でできる、それからせつかく1つの町になって、隣り合わせで、あっちのほうに行ったほうが、もっと投票しやすいんではないかということも出てきたと思うんですね。だから単に、今までみたいに、45あったのを21にしてしまうということではなくて、やっぱり、このことが住民にとってどうなのか、そこのところをやっぱり考えるときに、もう1回、やっぱり投票する権利を奪われた住民の強い要望でもある投票所の数を元に戻す、こういうことが、私は一番必要ではないかなと。そのために、やっぱりきちんともう1回、話し合いをするべきではないかなと思っておりますけども、先ほど、町長、町だけでは決められないというふうにおっしゃったんですけども、そういう気持ちで住民の皆さんや審議会の皆さんや、いろんな、もちろん選管の方たちと話を、少しでもそういう、話をするつもりがおりなのかどうなのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

渡辺議員のおっしゃることは十分、承知もいたしておるわけでございますので、ここでお答えをして、こうするああするというようなことは、ちょっと控えさせていただきたいと思えますけど、住民の皆さん方のいろいろな面でのご要望というのは、これは投票所の再編ばかりではなくて、いろいろな面であるわけなんですよね。ですから、そういう面で、私どもも、この行政改革は進める進めるということで皆さん方おっしゃって、一方では、それを後退させるような感じというようなことになり兼ねない面もあるわけですけど、そうは思いませんけど、それはそれ、これはこれなんですけど、とりあえず、足を前へ踏み出した時点で、やっぱり、これは考えていかなければならない。なんか、走っている電車へ乗ってしまったというような感じもしないでもないですけども、乗って、きちっと考えていくと、そういうようなことでご理解を頂戴いたしたいと思えます。もう電車はちょっと発車してしまって、乗ってしまったわけなので、この点は、皆さん方のご理解をいただく中で、私どもとしては、できるだけことはさせていただくということでありますので、そこらへんはひとつ。

投票所が戻らないとか戻るとかというのは、それは今ここで、渡辺議員に確約できるような状況ではございませんので、先も言いましたように、選挙管理委員の皆さん方もそんなに軽々しく再編を決めたわけではないので、前にも申し上げましたが、お一人、委員長さんが18年の8月に、その再編の作業の席上で突然、心不全で亡くなられているんですよね。ですから、そういうこともひとつ、選挙管理委員の皆さん方には、なんか使命感みたいなものがありになったと、そういうように僕らも解釈をさせていただいているわけでございますので、そこらはまた、選挙管理委員の皆さん方に一応、お話を申し上げておきます。私から今日、どうだこうだというような答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

本当は、もう1回しゃべりたかったんですけど、3回目です。

次の住民税増税についてということで、2点目の質問にいきたいと思えます。

この6月から住民税は税源移譲に伴う税率変更、それから定率減税の廃止、高齢者非課税措置の廃止ということで、住民税が高くなってびっくりしている人が、若い人たちにもかなりいらっやいました。高齢者には、特に住民税が3倍から4倍にも増える人がいました。それは昨年の高齢者増税が重なっているからということですけども、2005年度からは所得が125万円以下の高齢者は住民税非課税でしたが、2006年度から、この制度が廃止をされました。このとき非課税から課税になった人、2006年度から2008年度までの3年間に住民税が3分の1ずつ増えています。これと定率減税の廃止による増税が加わって、3倍から4倍になる人が出てきました。住民税非課税から課税となったため、国民健康保険税と介護保険料が大幅に値上がりもしました。

そして来年、75歳以上の方は後期高齢者医療制度が新設されて、保険料が介護保険料と同じように年金から天引きをされます。少ない年金の中からこういう税金を払って、そして電気、水道、ガス、電話、テレビの受信料と最低でも基本料がかかります。残ったお金で食料を買って、医療費を支払います。とても付き合いまではまわらない。親しい人の葬儀にも行きたいけど、行けなくて本当につらい思いをしたという話も聞いています。医療費も自己負担分が65歳

から70歳が2割から3割、70歳から75歳が2割に、75歳以上が1割と負担増になっています。新聞やテレビでは史上空前の好景気と報道していますが、多くの国民の暮らしはますます苦しくなっているのが現状です。

そういう中で、前にも私、町民への周知徹底の願いを出しましたけれども、障害者控除、それから寡婦控除、医療費が10万円以下でも補助ができる、こういうような控除の制度の周知徹底をしていただきたいというふうに思います。

まず、この高齢者世帯に与える負担増の実態について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

実態というふうなことで、お答えしたいと思います。

平成17年の税改正によりまして、高齢者、65歳以上の方にも一定の負担をしていただくということで、高齢者は、これまで125万円の所得に、以下の人に対しては非課税になっておりました。所得が125万円といえますと、年金で計算させていただきますと、125万円の以前に140万円の年金控除がございます。ということで、140万円プラス125万円、265万円以下の年金所得者に対しましては、均等割がかかってございませんでした。

前回もちょっと述べさせていただきましたけど、今の、この国の状況、地方の財政状況等々を考える中で、これまで高齢者の方に特別措置されておりました125万円の限度額の廃止というふうなことで、現行、ではどのようになっているかということでございますけど、まず65歳以上の方の均等割の非課税の範囲でございますけど、148万円以下の高齢者、これは1人世帯でございます。均等割がかかってございません。逆に65歳未満の年金受給者、この方は、やはり1人世帯で見ますと、98万円の年金者、65歳にならないために均等割が4千円かかるというような状況になってございます。

それから所得割の非課税につきましては、65歳以上の方については、155万円以下の方には非課税になってございます。月12万9千円の年金受給者には、非課税でございます。ただし、65歳未満に対しましては、105万円を超えますと所得割がかかってきます。

ちなみに65歳以上の年金受給者、155万円の方には、先ほど言ったとおり非課税でございますけど、65歳未満の方には2万5,100円をご負担いただいているというようなことで、現在、なおかつ65歳以上の方と65歳を下回った方との差は、まだ、これだけ生じているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

さっき、おっしゃった148万円以下の方は非課税というふうにおっしゃいましたけれども、それ以下の人たちというのは、いっぱいいると思うんですね。今回の課税分ということではなくて、やっぱり、国民年金なんかは本当に一生懸命納めても6万円とか7万円とか、満額もらってもね。そういうような状況の中で、さっき言ったように、本当に史上空前の好景気とは言われているけど、私たちの生活はとてとても、好景気だなんてことは考えられないような、本当に負担増ばかりの状況だと思います。

そういう、今回の税改正だけに限らず、高齢者世帯というのは、やっぱり今の日本、戦後、何も無いところから、この日本を世界の大国と肩を並べられる国に育てたのは、本当に今現在、高齢者と言われていらっしゃる方たちだと思うんですね。そういう方たちが、やっぱり安心して暮らしていけるために、やっぱり、いろんな施策が必要だと思うんです。国がやっぱり、冷たい政策を押し付けてきていますけれども、こういう制度をいじれとか言っているのではなくて、そうしたら町で、この町に住むお年寄りの人たちにどうしたら安心して暮らしていただけるかということ、いろんな制度を使いながら、それでも駄目だったら、やっぱり町としてなんらかの施策を考えなくてはいけないのではないかというふうに私は思っていますけれども、先ほど言った控除ですね、いろんな控除がありますけれども、それが周知徹底をされているのかどうかということを含めて、今の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

制度につきましては、特にそれぞれ皆さん直接、話をしていかなければならないということで、また、それぞれ住民の、納税者の方も非常に最近では理解されてきておりまして、それぞれ医療費、年間これだけかかったと、みてくれませんかというようなことで、ほとんどの方が持ってくるような状況で、何が控除される、されないということは、かなり相当、浸透されております。これらについては、その都度、個人に納税申告書を渡しながら、その中にも明記されてございますし、周知徹底は図っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

以前の私の一般質問、やっぱりこういう制度が、控除があるということで、一般質問をしたら、やっぱり、そういう制度があるんですかということ、初めて知ったという方もいらっしゃるんですね。だから、いろんなところで周知徹底するための努力はされているとは思いますが、やっぱり、まだまだ知らない、気が付かないという方もいらっしゃるって、こういうのは申請主義ですからね、なんでもそうだけど、自分のほうから、こういうものがありますよね。こういうものを使ってくださいと言わないと、なかなか、向こうのほうで、役場のほうで親切には、今、そういう状況ではないから言ってくれないというふうに思うので、そういうのはいろんなところに、周知徹底させるための努力はしていただきたい、少しでも安心して暮らしていただけるためにも、そういうことはきちっとしていただきたいなと思っていますけれども、それは今までされてきたということで理解していいんでしょうか。そして、今後どういうふうに、さらにもっと、していただきたいと思うんですけれども、どんな場面でしていただけるのかというふうに思います。それから、それでも、どうしても困難という人に対しては、どういうふうな施策があるのかということで、ちょっとお聞かせください。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

どうしても困難という状況が、ちょっと分からないわけですけど、先ほど申し上げましたと

おり、65歳以上の方については148万円ですか、均等割もかからないというふうな状況になってございます。

それから施策とすれば、例えば低所得者に対しましては、国保につきましても、議員さん、このあとの質問にあると思います、7割、5割、2割軽減、それぞれ非常に優遇措置がされまして、その軽減された分はどうなっているかという、町、あるいは国、県のそれぞれの一般財源、つまり税等を充当しているというふうなことで、あらゆる面で、また医療費の、例えば支払いについても、限度額が低所得者については、もう限度1万円とか、払う人は7万円、8万円払わなければならない、そういうふうな制度、いろんな制度が今、用意されております。そんなことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

最後に、国民健康保険税ということで、最後の質問にいきたいと思います。

国保の問題というのは、今、国保に加入する世帯が本当に多くなっています。国民健康保険というのは、健康保険や共済保険などの被用者保険に加入していない労働者とか農林水産業者、自営業者、それから退職者や無職の人などを対象にした、わが国最大の医療保険制度ということで国保制度がありますけども、国民健康保険法には社会保障と国民保険の向上に寄与すると書かれていて、国の責任で国民に医療を補償する制度ということですね。国保事業というのは、地方自治法の改正で自治義務となりましたけれども、保険者は市町村であり、対象となる住民は強制加入というふうになっています。この国民健康保険税、今、本当に滞納者が、全国的にも増えているという、大きな問題があります。

しかし、この前の新聞報道では、本町の収納率は、皆さん本当に頑張って納めていらっしゃるというふうには私は思っているんですけども、そんなに悪くはなくて、国保税の、県内市町村の1人当たりの保険料ということで、これを見ましても、そんなに高くはないというふうに思うんですね。だけど、やっぱり、低所得層が多い本町においては、全県からして高くないのかも分からないけども、この地域としたら、果たしてどうなんだろうかなというふうに、私は考えています。

それで、ある事業者の方から話を伺ったんですけども、本当に不況というか、商売がうまくいってなくて、事業収入は少ないのに、固定資産があるために多くの保険料を払っているということで、事業のやりくりが本当に大変で、税金の支払いはいつも遅れ気味になるんだという話をしていました。しかし、子どもや病人がいるから、国保税を払わないわけにはいかないということで、本当に必死な思いで国保税を払っているというような話をされていました。そのほか、大変だけでも、やっぱり国保を払わないと病院にかかれぬということ、みんな必死な思いで、この国保税を払っているというふうな、つくづく私は思っています。

やっぱり国保税、この新聞にもありましたけども、国保税が2.7倍の格差が、本当にたくさんあるんだなというふうに思ったんですけども、一番の原因というのは、やっぱり国の補助金を削減したという、その国の施策にあると思うんですね。それを元に戻すということを要求しながら、やっぱり、少しでも、その国保税を安くするためには予防医療に力を入れるとか、それから今、5億円の基金がありますけれども、この基金の取り崩しをするとか、一般財源の繰り入れをするとか、こういう、私は努力が必要ではないかなと思っています。

この前、今年の5月末で、全世帯が6千ちょっとですよ。その中で国保世帯というのが4,215世帯。滞納が175世帯で、短期保険証が134世帯あって、資格証の世帯が41で、35と6ということで、6が居所不明ということで、こういう数字を教えてくださいたんですけども、やっぱり本当に皆さん努力をされて国保税を払っているんだけど、それでもまだ払えないという方がいるというのが現実で、短期保険証、それから資格証明書が発行されているということなんですけども、この数字をどう見るか。それと、この人たちの生活実態ですね。本当に払えないのか、払わないのか、きちんと、そこの見極めが私は必要ではないかなというふうに思っているんですけども、そういう生活実態をきちんと把握しているのか。それから、この中には病人や母子家庭、それから子どもは含まれていないのかということで、お聞きをしたいと思います。もちろん、この国保の世帯の中には7割、5割、さっきおっしゃった2割の法定減免されている方も、たくさん含まれていると思うんですけど、この数ですね。それから申請減免といって、そういう法律では定められてはいないけれども、この町独自で、この方には安くしましょうという申請減免も、そういう制度もありますから、こういうのは生かされているのかどうなのかということで、いくつかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それではまず、いくつかあったわけですけど、まず減免の関係の数値について、報告したいと思います。

7割軽減世帯が1,742ございます。それから5割軽減世帯が183です。それから2割軽減が407世帯。これは平成18年の6月の課税時点での数値になってございます。

それから先ほど申されました、それぞれ滞納されている方の短期の関係ですね、これにつきましては、町のほうの要綱に基づきまして、それぞれ判断をしてございまして、滞納の状況、また、その被保険者のそれぞれの対応の状況に応じまして、1カ月、3カ月、6カ月というふうなことで、本当に私たちも今の現状におかれている状況を把握しながら、病院を使いたいときに使えない状況に陥らないような手配は、常に配慮してございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

これは数に数えないでください。

病人、母子家庭、子どもの保険証はちゃんといっていますかということで、それも聞いたんですけど。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

今、申し上げましたとおり、その母子家庭とか、あるいは、それぞれの個々の判断ではなくて、先ほど言った滞納の状況、それに応じまして、相手と相談しながら交付しているような状況で、先ほど申されました5世帯ですね、その中にいくつか母子世帯が含まれています。ほかは把握してございません。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

やっぱり、この問題は、本当に安心して、この町で過ごせるかどうかというところだと思うんですね。やっぱり払えないのか、払わないのか、それから病院、母子家庭、それから子どもにきちんと保険証がいつているのかどうなのかということとを把握しないと、もし子どもに、滞納で、国はペナルティーを科してもいいといっていますよね。だから、その資格証や短期保険証を出してもいい、かえって出しなさいみたいな指導をしていると思うんだけど、やっぱり、この町の住民を守るという立場では、本当に生活実態がどうなのか、子どもがいないのか、母子家庭で本当に払えないんじゃないかとかという、そういうところまで、そんなに数はないわけですから、きちんと見極める中で、生活相談というんですかね、相談業務というんですか、そういうのもきちんとしていただきたいと思っています。

短期保険証というのは、ある程度、お金を出して、では3カ月とかというので、やりとりがあると思うんですけども、この資格証明書というのは、そここのところの実態がきちんと把握していないと、ちょっと保険証なくて大丈夫なのかというところが、ちょっと心配なものですから、そここのところもきちんと、何しろ相談業務をきちんとして、生活実態を把握していただきたい、安心して、この町で過ごせるために、本当は私、短期保険証ではなくて、保険証を交付して、そしてご相談があったら言ってくださいという中で、いつでも保険証が使えるという状況にするのが一番だと思っているんですけども、そここのところは、なんかずいぶん、国の指導もあると思うんですけども、そうはいっていないなという思いがあるんですけども、そここのところは、この状況で、こういうふうに移していかれるんじゃないかなと思うんですけども、そういう生活実態ですね、そういう把握という、努力はどういうふうに進められているのか、そこが大切ではないかなと思うんですけど、そここのところ、1点だけお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

お答えいたします。

生活困窮者につきましては、病院なんかには今、かかっている、そのとき短期証を発行してくれなんていう場合には、病院なんかにはそれぞれカウンセラーといいますが、相談される方がおありまして、そちらの方とも相談しながら、また、まわり、その兄弟とか、そういう人たちとも話をしながら、かなり綿密に、発行しようかと、では、その人たちが補てんできるのか、できないのか、いろんな手立てを、時間をかけながら慎重に対応しているような状況でございます。

それから、この長期にわたる、資格証の発行についてはほとんど困るという、1年以上、あるいは2年、こちらから問い合わせしても音沙汰がないというふうな、ここで言うのはなんかあれですけども、ちょっと問題の部分でございまして、ほとんどの方は短期証、先ほどの中にも含まれて、例えば母子家庭とか、そういう人たちはそれぞれ、実際、病院にかかる時、困らないような状況が、ほとんどでございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

生活実態も把握しながら、努力をされているということは評価できますけども、やっぱり短期保険証、資格証明書というのがあるということは、ちょっと国民皆保険の制度からしてどうなのかなというふうには感じますけど、先ほど、私、質問をしていて回答をお聞きするのを忘れてしまったんですけども、保険税を安くするための努力、予防に力をどんなことで入れているのか。それから、5億円の基金を取り崩して安くするつもりはないのかとか、それから一般財源を繰り入れするつもりはないのかということで、ちょっとお返事いただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

本町の国保の財政状況でございますけど、ちょうど合併して、最初16年度末の決算状況で1億8千万円、確か繰り越しがございました。それから以降、17年、18年を終えまして、今年度、あとちょうど1億8千万円が、残り繰越金が今年は5千万円くらい出るかなということで、毎年、約6千万円近く、今、赤字の状況でございます。

今後、20年度以降につきましては、いよいよ基金を取り崩して、つまり先ほど言ったとおり、繰越金をこれまで充てて、6千万円、7千万円投入しながらやってきておりますから、基金は今後、その必要時には取り崩さなければならないような状況でございます。

そして料金につきましても、今後いずれ、今の状況でいきますと、また、皆さんに税のアップを、さらにもお願いをしていかなければならない状況でございますけど、今の国との、いろんなことを考えますと、町県民税もこのところ、先ほど申し上げておられたとおり、上がっておりますし、では身延町もいよいよ基金をくうから、国保税を上げるというわけにはいきませんから、そのへんは、本町には5億円の基金がございますから、そのへんの調整も図りながら、いずれ値上げをしていかなければならないという、調整機能というふうなことで、即、今の値下げに使うという考えはございません。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

以上で終わりますけれども、やっぱり3点ともそうなんですけども、この町に住んでよかったと思えるように、やっぱり国が冷たい政策を進める中で、この町の住民はみんなですべて守るという意識で、いろんな施策を進めていっていただきたいというふうに思いまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、渡辺文子君の一般質問を終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

通告されました一般質問は、すべて終了いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第71号 身延福祉センター建築主体工事請負契約について

議案第72号 身延福祉センター建設機械設備工事請負契約について

同意第9号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第10号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上4件を一括上程いたします。

追加日程第2 町長から提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは、追加提出議案の説明を申し上げます。

議案第71号 身延福祉センター建設建築主体工事請負契約について

身延福祉センター建設建築主体工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 身延福祉センター建設建築主体工事

2. 契約の方法 一般競争入札による契約

3. 契約金額 金2億8,854万円

4. 契約の相手方 早野組・近藤工業身延福祉センター建設建築主体工事共同企業体

代表構成員 山梨県甲府市東光寺1丁目4番10号

株式会社早野組 代表取締役社長 早野潔

構成員 山梨県南巨摩郡身延町波木井135番地

近藤工業株式会社 代表取締役 近藤憲央

平成19年6月12日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延福祉センター建設建築主体工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要であります。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第72号 身延福祉センター建設機械設備工事請負契約について。

身延福祉センター建設機械設備工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 身延福祉センター建設機械設備工事
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 金5,827万5千円
4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町小田船原1157番地
身延総合設備株式会社 代表取締役 柿島正士

平成19年6月12日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延福祉センター建設機械設備工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に同意第9号でございます。

同意第9号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年6月12日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町波木井1906番地

氏 名 小笠原武士

生年月日 昭和15年1月18日生まれ

提案理由でございますが、平成19年3月21日に望月英訓委員が死亡したので、その後任を選任したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

付け加えますが、この小笠原武士さんは旧身延町で職員でございましたが、都市計画課長、建設課長、教育長等を歴任されまして、人格識見、委員にふさわしい方であるということで、選任をさせていただきたいと思うわけでございます。

同意第10号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成19年6月12日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町瀬戸186番地

氏 名 赤池善光

生年月日 昭和22年2月14日生まれ

提案理由

平成19年6月30日で、内藤浜二郎委員の任期が満了するので、その後任を推薦したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

付け加えさせていただきますが、赤池善光さんは、皆さん方もすでにご存じでございますの

で、私どもとしても推薦をいたしたいということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第3 追加提出議案の質疑を行います。

議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

議案第71号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第72号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第9号、同意第10号は人事案件でありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第9号、同意第10号は質疑を省略いたします。

お諮りいたします。

追加提出議案につきましては委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加提出議案の委員会付託は省略いたします。

追加日程第4 追加提出議案の討論を行います。

議案第71号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第72号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第9号、同意第10号は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
よって、同意第9号、同意第10号は討論を省略いたします。

追加日程第5 追加議案の採決を行います。

議案第71号について、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第71号 身延福祉センター建設建築主体工事請負契約については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第72号について、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第72号 身延福祉センター建設機械設備工事請負契約については、原案のとおり可決決定いたしました。

同意第9号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第9号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任については、山梨県南巨摩郡身延町波木井1906番地、小笠原武士氏、昭和15年1月18日生まれに同意することに決定いたしました。

同意第10号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第10号 人権擁護委員候補者の推薦については、山梨県南巨摩郡身延町瀬戸186番地、赤池善光氏、昭和22年2月14日生まれに同意することに決定いたしました。

追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上2委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（依田光弥君）

昨日、今日と皆さん方にはお暑い中、慎重にご審議を頂戴いたしまして、私ども提案をさせていただきますました原案、滞りなくご同意、またご議決をいただいたわけでございます。誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げたいと存じます。

また、一般質問等で4人の皆さん方から大変、真摯な姿勢で、町政に対するいろいろなご指摘やご提言、ご意見等を頂戴いたしました。私どもといたしましても、皆さん方のまちづくりに対するご熱意に対しまして、心より敬意を表すると同時に、私ども行政、まちづくりに対しまして真剣に、職員共々、精進をいたしてまいりたいなと、思いを新たにいたしましたところでございます。

どうぞ、いよいよ暑くなります。ご健康にご留意を頂戴いたしまして、皆さん方のご活躍をご期待申し上げ、またお祈りをいたしたいと思っております。2日間にわたりまして、大変ご苦労さまでございました。改めて、また重ねて御礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上をもちまして、本定例会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。会議規則第7条の規定によって、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、これで閉会することに決定いたしました。

議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

これをもちまして、平成19年第2回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

大変、ご苦労さまでした。

最後のあいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時40分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長深沢茂が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上